

平成28年度 第2回 長野県道路メンテナンス会議

日時：平成28年10月31日（月）

10：30～12：00

場所：長野市生涯学習センター
大学学習室2・3

議 事 次 第

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事

- (1) これまでの動き
- (2) 平成27年度道路メンテナンス年報について
- (3) 点検計画の見直しについて
- (4) 点検・修繕の進捗状況について
- (5) 老朽対策取り組み事例の紹介
- (6) 当メンテ会議の現状、課題及び対策
- (7) 老朽化対策に関する広報・協力依頼

4. 閉会

長野県道路メンテナンス会議規約

(会議の名称)

第1条 本会は、「長野県道路メンテナンス会議」(以下、「会議」という。)と称する。

(会議の目的)

第2条 会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、長野県内の道路管理を効果的に行うため、各道路管理者等が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

(会議事項)

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- (1) 道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有に関すること。
- (2) 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- (3) 道路施設の損傷事例や技術基準類等の共有に関すること。
- (4) その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

(会議の組織)

第4条 会議は、第2条の目的を達成するため、長野県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者及び会議が必要と認めるもので組織する。

2. 会議には会長及び副会長を4名置くものとし会長は国土交通省関東地方整備局長野国道事務所長、副会長は国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所長、長野県建設部道路管理課長、東日本高速道路株式会社関東支社長野管理事務所長、中日本高速道路株式会社八王子支社松本保全・サービスセンター所長とする。

3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。

4. 会議の構成は「別表-1」のとおりとする。

ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。

5. 会議には、高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の代表者からなる、幹事会を置くものとし構成は「別表-2」のとおりとする。

6. 個別課題等についての検討・調整を行うため地区会議を置くこととし構成は「別表-3以下」のとおりとする。

7. 道路構造物等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所及び国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所に置く。

(幹事会)

第5条 幹事会は、幹事長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

- (1) 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
- (2) 会議における協議議題の調整
- (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
- (4) その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整

(地区会議)

第6条 地区会議は、地区会議会長の招集により開催するものとする。

2. この地区会議の運営に必要な事項は別に定めるものとする。

(事務局)

第7条 会議の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所、国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所、長野県建設部道路管理課、東日本高速道路株式会社関東支社長野管理事務所及び中日本高速道路株式会社八王子支社松本保全・サービスセンターに置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成26年 5月 28日から施行する。

長野県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
会長	国土交通省関東地方整備局	長野国道事務所長
副会長	国土交通省中部地方整備局	飯田国道事務所長
副会長	長野県建設部	道路管理課長
副会長	東日本高速道路株式会社関東支社	長野管理事務所長
	東日本高速道路株式会社関東支社	佐久管理事務所長
	東日本高速道路株式会社新潟支社	上越管理事務所長
副会長	中日本高速道路株式会社八王子支社	松本保全・サービスセンター所長
	中日本高速道路株式会社名古屋支社	飯田保全・サービスセンター所長
	小諸市	建設課長
	佐久市	土木課長
	小海町	産業建設課長
	佐久穂町	建設課長
	軽井沢町	建設課長
	御代田町	建設水道課長
	立科町	建設課長
	川上村	産業建設課長
	南牧村	産業建設課長
	南相木村	振興課長
	北相木村	経済建設課長
	上田市	土木課長
	東御市	建設課長
	長和町	建設水道課長
	青木村	建設産業課長
	岡谷市	土木課長
	諏訪市	建設課長
	茅野市	建設課長
	下諏訪町	建設水道課長
	富士見町	建設課長
	原村	建設水道課長
	伊那市	建設課長
	駒ヶ根市	都市整備課長
	辰野町	建設課長
	箕輪町	建設課長
	飯島町	建設水道課長
	南箕輪村	建設水道課長
	中川村	建設水道課長
	宮田村	建設課長
	飯田市	土木課長
	松川町	建設課長

長野県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
	高森町	建設課長
	阿南町	建設環境課長
	阿智村	建設農林課長
	平谷村	産業建設課長
	根羽村	振興課長
	下條村	振興課長
	売木村	産業課長
	天龍村	建設課長
	泰阜村	振興課長
	喬木村	建設課長
	豊丘村	産業建設課長
	大鹿村	産業建設課長
	上松町	建設水道課長
	南木曾町	建設環境課長
	木曾町	建設水道課長
	木祖村	建設水道課長
	王滝村	経済産業課長
	大桑村	建設水道課長
	松本市	維持課長
	塩尻市	建設課長
	麻績村	振興課長
	生坂村	振興課長
	山形村	建設水道課長
	朝日村	産業振興課長
	筑北村	建設課長
	安曇野市	建設課長
	大町市	建設課長
	池田町	建設水道課長
	松川村	建設水道課長
	白馬村	建設課長
	小谷村	建設水道課長
	千曲市	建設課長
	坂城町	建設課長
	須坂市	道路河川課長
	小布施町	建設水道課長
	高山村	建設水道課長
	長野市	維持課長
	信濃町	建設水道課長
	飯綱町	建設水道課長

長野県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
	小川村	建設経済課長
	中野市	道路河川課長
	飯山市	道路河川課長
	山ノ内町	建設水道課長
	木島平村	建設課長
	野沢温泉村	建設水道課長
	栄村	産業建設課長
	長野県建設部佐久建設事務所	整備課長
	長野県建設部上田建設事務所	整備課長
	長野県建設部諏訪建設事務所	整備課長
	長野県建設部伊那建設事務所	整備課長
	長野県建設部飯田建設事務所	整備課長
	長野県建設部木曾建設事務所	整備課長
	長野県建設部松本建設事務所	計画調査課長
	長野県建設部安曇野建設事務所	整備課長
	長野県建設部大町建設事務所	整備課長
	長野県建設部千曲建設事務所	整備課長
	長野県建設部須坂建設事務所	企画幹兼整備課長
	長野県建設部長野建設事務所	計画調査課長
	長野県建設部北信建設事務所	整備課長
	長野県道路公社	管理課長
	公益財団法人長野県建設技術センター	技術専門幹
	上伊那広域連合	土木振興課長
	下伊那郡土木技術センター組合	業務課長
	木曾広域連合	建設課長
	北アルプス広域連合	所長兼総務課長
	長野建設事務協議会	次長
オブザーバー	国土交通省関東地方整備局 道路部	道路保全企画官
	国土交通省関東地方整備局 道路部	地域道路課長
	国土交通省関東地方整備局	関東技術事務所長
事務局	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	計画課・管理第二課
	国土交通省中部地方整備局 飯田国道事務所	管理第二課
	長野県建設部 道路管理課課	
	東日本高速道路株式会社関東支社 長野管理事務所	
	中日本高速道路株式会社八王子支社 松本保全・サービスセンター	

これまでの動き

これまでの動き

平成 26 年 4 月 14 日 社会資本整備審議会道路分科会建議
「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」

平成 26 年 5 月 28 日 平成 26 年度第 1 回長野県道路メンテナンス会議開催

平成 26 年 6 月 25 日 定期点検要領を策定

- 道路橋定期点検要領
- 道路トンネル定期点検要領
- シェッド、大型カバー等定期点検要領
- 横断歩道橋定期点検要領
- 門型標識等定期点検要領

平成 26 年 7 月 1 日 維持修繕に関する省令・告示施行
[国土交通省令]
▪ 道路の維持又は修繕に関する技術的基準類
[告示]
▪ トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示

平成 26 年 9 月 26 日 長野県道路メンテナンス会議 第 1 回幹事会開催

平成 26 年 10 月 20 日 平成 26 年度第 2 回長野県道路メンテナンス会議開催

平成 26 年 12 月 25 日 平成 26 年度第 3 回長野県道路メンテナンス会議開催

平成 27 年 3 月 13 日 第 1 回長野県跨道橋連絡会議開催

平成 27 年 6 月 9 日 平成 27 年度第 1 回長野県道路メンテナンス会議開催

平成 27 年 8 月 25 日 平成 27 年度第 2 回長野県道路メンテナンス会議開催

平成 27 年 12 月 24 日 平成 27 年度第 3 回長野県道路メンテナンス会議開催

平成 28 年 7 月 14 日 平成 28 年度第 1 回長野県道路メンテナンス会議開催

道路メンテナンス年報の概要

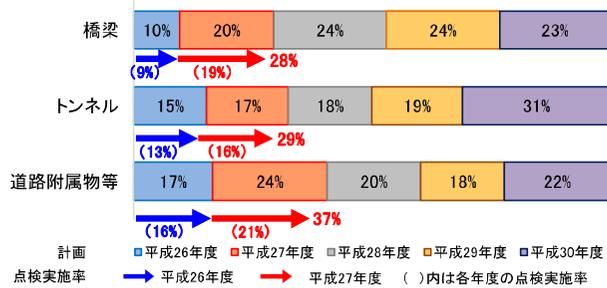
- 平成26年7月より、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1度、近接目視で点検を行い、点検結果として健全性を4段階に診断することとしています。
- 道路メンテナンス年報は、道路インフラの現状や老朽化対策についてご理解頂くためにまとめたもので、今回は、平成27年度の点検実施状況、点検結果をとりまとめました。
- 道路メンテナンス年報は、行政関係者による点検結果を踏まえた今後の措置方針の立案だけではなく、大学や民間企業での維持管理分野の分析・研究開発での活用も期待しています。

点検結果(平成26・27年度)

累積点検実施率(全体)

○ 平成26・27年度の累積点検実施率は、橋梁約28%、トンネル約29%、道路附属物等約37%となっています。

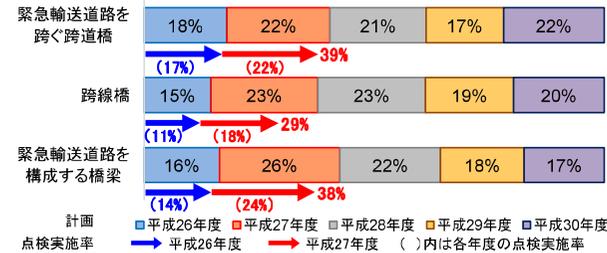
■5年間の点検計画・累積点検実施率(全道路管理者合計)



累積点検実施率(最優先で点検すべき橋梁)

○ 平成26・27年度の累積点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋約39%、跨線橋約29%、緊急輸送道路を構成する橋梁約38%となっています。

■最優先で点検すべき橋梁の点検計画・累積点検実施率(全道路管理者合計)



【参考】橋梁の現状

○ 全橋梁のうち、市町村管理が約7割を占めており、米国と比較しても、日本の市町村管理の橋梁数が極めて多いことが特徴です。



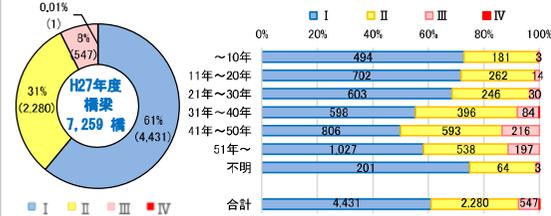
平成27年度の点検結果

点検結果(橋梁)

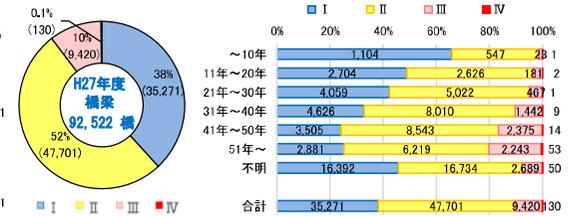
- 平成27年度に点検を実施した橋梁のうち、緊急又は早期に修繕などの措置を行う必要のある橋梁(判定区分Ⅲ・Ⅳ)が、国は約8%(548橋)であるのに対して、市町村では約10%(9,550橋)となっています。
- 建設経過年数が長くなるほど、早期に修繕などの措置が必要な橋梁の割合が多くなっています。
- 緊急措置段階である判定区分Ⅳの橋梁については、速やかに緊急措置を実施したところです。(年報にリストを添付)

■判定区分と建設経過年度(橋梁)

〔国土交通省〕



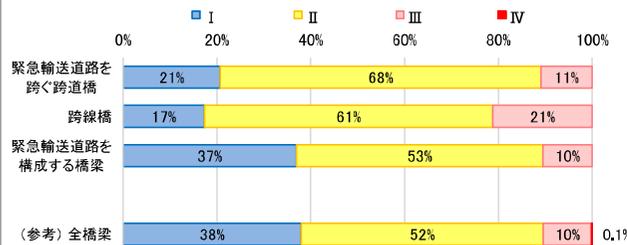
〔市町村〕



点検結果(最優先で点検すべき橋梁)

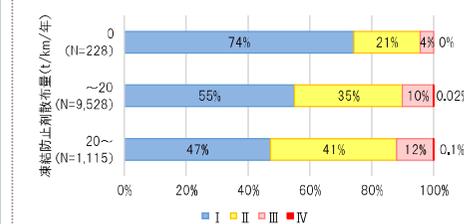
○ 最優先で点検すべき橋梁の判定区分Ⅲの割合は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋で約11%、跨線橋で約21%、緊急輸送道路を構成する橋梁で約10%となっています。(橋梁全体: 約10%)

■判定区分(最優先で点検すべき橋梁)



＜凍結防止剤の影響分析＞

○ 凍結防止剤の散布量が多い橋梁は、散布量が少ない橋梁に比べ健全度が低い傾向にあります。

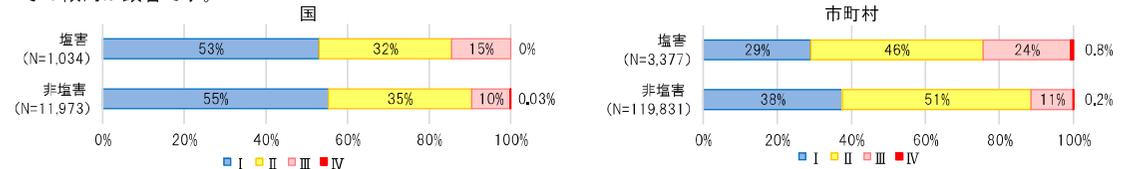


※国土交通省が管理する橋梁のH26~H27年度点検結果
※凍結防止剤の散布量は当該橋梁が存在する路線における平成26年度の散布量をもとに算出

【参考】今後のデータ分析・活用の事例

＜塩害の影響分析＞

○ 塩害の影響地域にある橋梁は、塩害の影響地域以外と比べて健全度が低い傾向にあり、地方公共団体が管理する橋梁はその傾向が顕著です。



道路メンテナンス年報

国土交通省 道路局

平成28年9月

目次

1. 道路メンテナンス年報について
2. 点検結果（平成 26・27 年度）
 - （1）全国の橋梁・トンネル・道路附属物等
 - （2）最優先で点検すべき橋梁
3. 点検実施状況（平成 27 年度）
 - （1）全国の橋梁・トンネル・道路附属物等
 - （2）都道府県別の点検実施状況
 - （3）最優先で点検すべき橋梁
4. 点検結果（平成 27 年度）
 - （1）国土交通省
 - （2）高速道路会社
 - （3）都道府県・政令市等
 - （4）市町村
 - （5）地方公共団体の判定区分Ⅳのリスト
 - （6）最優先で点検すべき橋梁

参考 1 橋梁の現状

参考 2 地方公共団体の点検結果の分布（橋梁）

参考 3 財政状況と点検実施状況・点検結果

参考 4 地方公共団体での点検実施に向けた取り組み

参考 5 今後のデータ分析・活用の事例

1. 道路メンテナンス年報について

- 国土交通省では、国民・道路利用者の皆様に道路インフラの現状及び老朽化対策についてご理解頂くため、点検の実施状況や結果等を「道路メンテナンス年報」としてとりまとめています。
- 今回は、平成27年度の点検結果等についてとりまとめました。
- 結果の詳細は、以下のホームページにてご覧いただけます。
http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen_maint_index.html
- この調査結果は、点検結果を踏まえた今後の措置方針の立案等を検討するための資料となります。

点検について

全ての道路管理者は、平成25年の道路法改正等を受け、平成26年7月より、「橋梁」、「トンネル」、及び「シェッド・大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等（以下、道路附属物等）」の道路施設について、5年に1度、近接目視にて、点検を実施することとしています。

<平成27年度点検実施数>

道路施設	管理施設数	点検実施数	点検実施率
橋梁※	725,907	140,814	19%
トンネル	11,024	1,799	16%
道路附属物等	40,583	8,684	21%

※溝橋（カルバート）は、全て橋梁として計上している。

H28.3末時点

点検結果について

橋梁、トンネル等の健全性の点検結果は、以下の4段階に区分します。

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

道路メンテナンス年報の活用

道路メンテナンス年報は、橋梁等の老朽化の実態の把握、点検結果を踏まえた措置方針の立案などに活用することとしています。

道路の老朽化の現状はどうなっているのだろうか。

→ 地域毎のデータ、経年的な変化等、様々な観点から我が国の道路施設の老朽化の実態を把握することができます。

今後どのように措置していくのか。

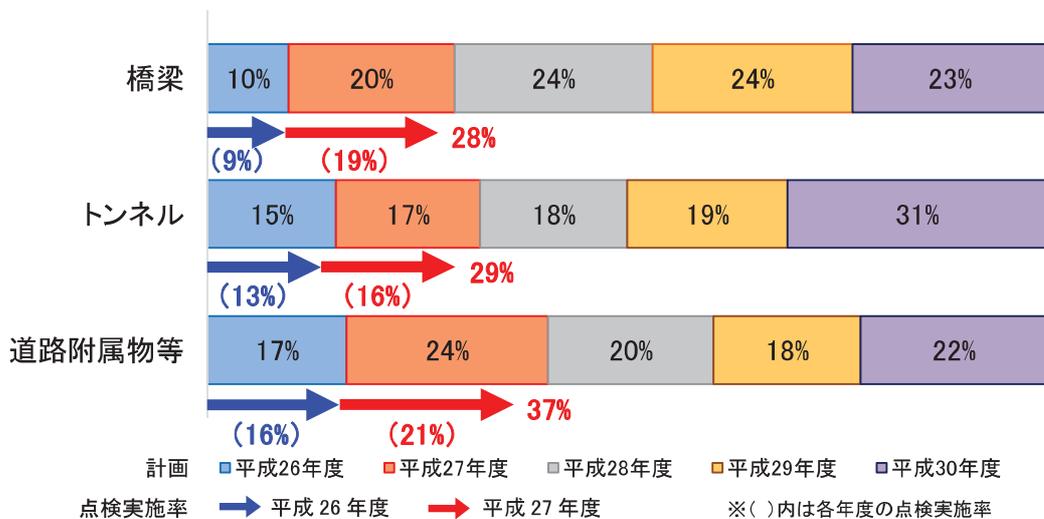
→ 各道路管理者は、自らの管理施設の老朽化の実態を踏まえ、今後の措置方針を立案していくこととなります。

2. 点検結果（平成 26・27 年度）

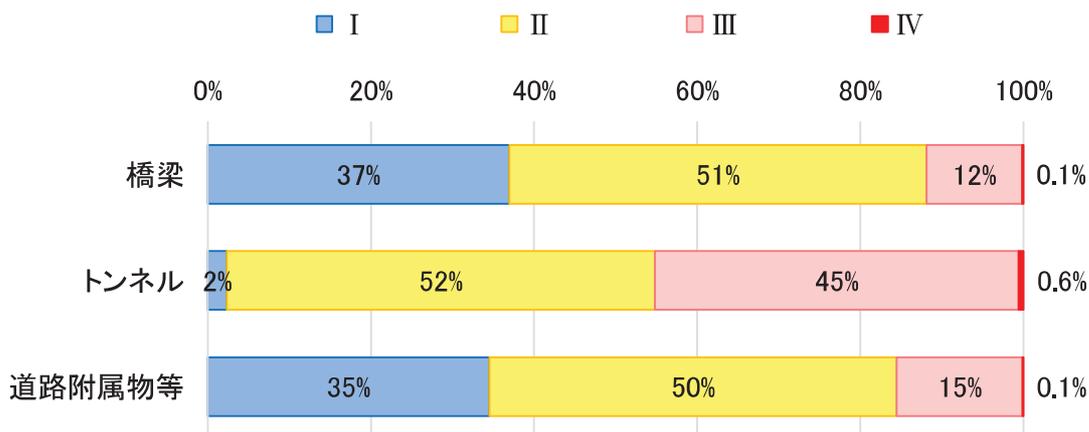
(1) 全国の橋梁・トンネル・道路附属物等

- 平成 26・27 年度の累積点検実施率は、橋梁 約 28%、トンネル 約 29%、道路附属物等 約 37%となっています。
- 判定区分の割合については、橋梁：Ⅰ 37%、Ⅱ 51%、Ⅲ 12%、Ⅳ 0.1%、トンネル：Ⅰ 2%、Ⅱ 52%、Ⅲ 45%、Ⅳ 0.6%、道路附属物等：Ⅰ 35%、Ⅱ 50%、Ⅲ 15%、Ⅳ 0.1%となりました。

○ 5年間の点検計画・累積点検実施率(全道路管理者合計)



○ 橋梁、トンネル、道路附属物等の判定区分の割合(全道路管理者合計)

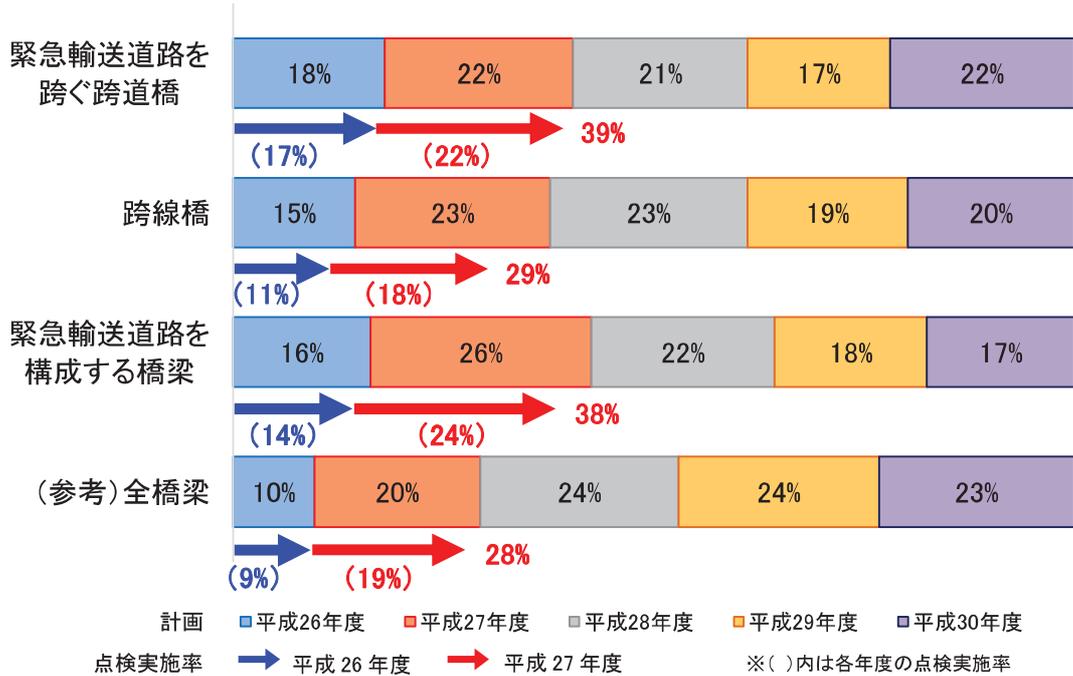


※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある(次頁以降も同様)

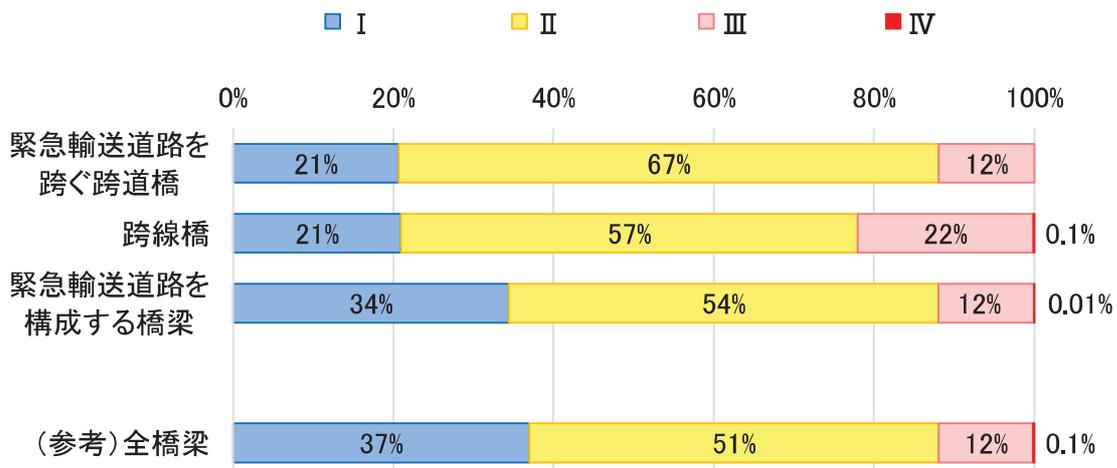
(2) 最優先で点検すべき橋梁

- 平成 26・27 年度の累積点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋 約 39%、跨線橋 約 29%、緊急輸送道路を構成する橋梁 約 38%となっています。
- 判定区分の割合については、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋：Ⅰ 21%、Ⅱ 67%、Ⅲ 12%、跨線橋：Ⅰ 21%、Ⅱ 57%、Ⅲ 22%、Ⅳ 0.1%、緊急輸送道路を構成する橋梁：Ⅰ 34%、Ⅱ 54%、Ⅲ 12%、Ⅳ 0.01%となりました。

○ 最優先で点検すべき橋梁の5年間の点検計画・累積点検実施率(全道路管理者合計)



○ 最優先で点検すべき橋梁の判定区分の割合(全道路管理者合計)



3. 点検実施状況（平成 27 年度）

(1) 全国の橋梁・トンネル・道路附属物等

- 平成 27 年度、橋梁については、全国約 73 万橋のうち、約 14 万橋の点検を実施しました。各管理者別の点検実施数は、国土交通省 7,259 橋、高速道路会社 4,636 橋、都道府県・政令市等 36,397 橋、市町村 92,522 橋となりました。
- なお、点検実施率は、全体で約 19%、管理者別では、国土交通省 約 19%、高速道路会社 約 20%、都道府県・政令市等 約 20%、市町村 約 19%となっています。
- その他、トンネル及び道路附属物等は、それぞれ約 1,800 箇所、約 8,700 施設で点検を実施し、約 16%、約 21%の点検実施率となっています。

※ 市町村には特別区を含む。次頁以降も同様。

○橋梁

(単位:橋)

管理者	管理施設数	点検実施数	点検実施率
国土交通省	38,409	7,259	19%
高速道路会社	23,340	4,636	20%
都道府県・政令市等	183,939	36,397	20%
市町村	480,219	92,522	19%
合計	725,907	140,814	19%

H28.3 末時点

○トンネル

(単位:箇所)

管理者	管理施設数	点検実施数	点検実施率
国土交通省	1,548	405	26%
高速道路会社	1,904	505	27%
都道府県・政令市等	5,314	774	15%
市町村	2,258	115	5%
合計	11,024	1,799	16%

H28.3 末時点

○道路附属物等

(単位:施設)

管理者	管理施設数	点検実施数	点検実施率
国土交通省	12,057	2,063	17%
高速道路会社	11,769	3,500	30%
都道府県・政令市等	13,883	2,712	20%
市町村	2,874	409	14%
合計	40,583	8,684	21%

H28.3 末時点

(2) 都道府県別の点検実施状況

○ 平成 27 年度の点検実施状況は、地域によって異なる状況です。

○ 点検実施数(全道路管理者)

都道府県名	橋梁	トンネル	道路附属物等
北海道	4,634	86	716
青森県	1,131	2	45
岩手県	2,016	48	89
宮城県	2,512	12	144
秋田県	4,181	43	152
山形県	1,785	17	74
福島県	2,950	38	188
茨城県	2,460	5	135
栃木県	2,172	21	130
群馬県	2,863	17	112
埼玉県	2,156	1	272
千葉県	2,100	26	214
東京都	924	15	813
神奈川県	1,344	75	313
新潟県	4,808	86	222
富山県	2,646	11	72
石川県	2,053	9	233
福井県	1,786	52	77
山梨県	1,616	12	135
長野県	3,402	23	88
岐阜県	6,290	86	128
静岡県	6,273	107	365
愛知県	4,618	9	421
三重県	4,893	20	163
滋賀県	2,436	18	74
京都府	2,442	26	132
大阪府	1,936	46	844
兵庫県	6,616	86	540
奈良県	2,088	1	16

都道府県名	橋梁	トンネル	道路附属物等
和歌山県	2,163	79	98
鳥取県	1,333	16	142
島根県	3,530	32	44
岡山県	5,519	57	152
広島県	5,100	118	212
山口県	2,453	110	207
徳島県	3,267	11	59
香川県	1,911	9	20
愛媛県	3,180	63	57
高知県	2,274	121	14
福岡県	6,542	21	381
佐賀県	3,872	6	63
長崎県	1,595	19	76
熊本県	4,338	18	44
大分県	1,864	76	27
宮崎県	2,608	27	65
鹿児島県	1,787	11	56
沖縄県	347	7	60
合計	140,814	1,799	8,684

(参考) 管理施設数(全道路管理者)

都道府県名	橋梁	トンネル	道路附属物等
北海道	31,251	492	2,959
青森県	7,092	52	321
岩手県	13,878	290	514
宮城県	12,861	119	540
秋田県	12,478	167	479
山形県	9,391	151	490
福島県	18,225	239	903
茨城県	15,150	68	681
栃木県	13,192	94	679
群馬県	15,460	138	632
埼玉県	20,088	97	1,581
千葉県	11,734	448	1,170
東京都	6,431	187	2,461
神奈川県	9,340	334	1,973
新潟県	23,470	412	1,454
富山県	12,879	119	734
石川県	9,508	146	465
福井県	10,203	268	390
山梨県	8,498	209	437
長野県	22,591	403	932
岐阜県	26,603	367	1,197
静岡県	30,611	425	1,462
愛知県	25,218	116	2,845
三重県	20,129	233	712
滋賀県	12,269	84	458
京都府	13,368	179	589
大阪府	11,082	116	2,832
兵庫県	30,269	382	2,133
奈良県	10,526	172	341
和歌山県	12,096	373	292
鳥取県	7,860	104	260
島根県	14,599	331	364

都道府県名	橋梁	トンネル	道路附属物等
岡山県	33,256	253	742
広島県	23,134	424	883
山口県	15,604	273	593
徳島県	12,667	182	432
香川県	8,115	52	435
愛媛県	13,102	356	570
高知県	13,734	405	369
福岡県	30,511	154	1,188
佐賀県	12,751	52	256
長崎県	10,173	208	216
熊本県	20,217	293	334
大分県	11,140	585	336
宮崎県	9,690	253	395
鹿児島県	10,753	176	327
沖縄県	2,710	43	227
合計	725,907	11,024	40,583

(3) 最優先で点検すべき橋梁

- 第三者被害の予防並びに路線重要性の観点から、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋、緊急輸送道路を構成する橋梁については、最優先で点検を進めることとしており、それぞれ、2,929 橋、1,649 橋、29,848 橋の点検を実施しました。
- 点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋、緊急輸送道路を構成する橋梁について、それぞれ、約 22%、約 18%、約 24%と、橋梁全体の点検実施率（約 19%）を上回るか、同程度となっています。

○ 最優先で点検すべき橋梁の点検実施状況《上段：点検実施率 下段：点検実施数》

管理者	緊急輸送道路を跨ぐ 跨道橋	跨線橋	緊急輸送道路を構成する 橋梁
国土交通省	20% (393)	22% (378)	19% (6,309)
高速道路会社	19% (944)	14% (150)	20% (4,596)
都道府県・政令市等	21% (545)	19% (642)	29% (17,806)
市町村	25% (1,047)	16% (479)	36% (1,137)
合計	22% (2,929)	18% (1,649)	24% (29,848)

H28.3 末時点

4. 点検結果（平成 27 年度）

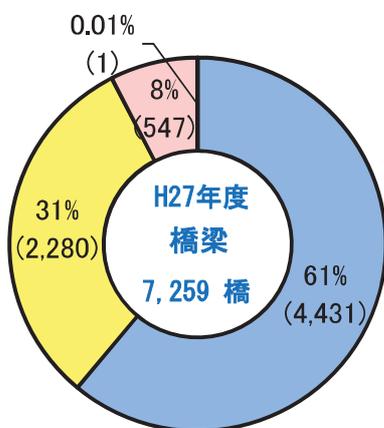
(1) 国土交通省

① 橋梁

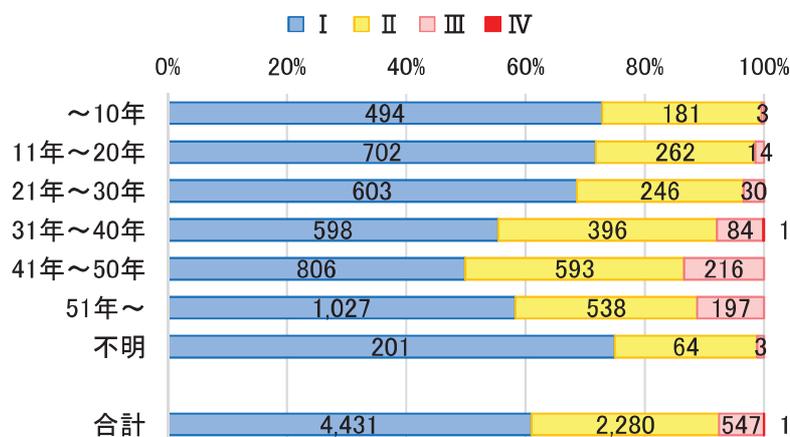
- 国土交通省では、管理する橋梁 38,409 橋のうち、7,259 橋について点検を実施し、その結果は判定区分* I 4,431 橋、II 2,280 橋、III 547 橋、IV 1 橋となりました。なお、判定区分のそれぞれの割合は、I 61%、II 31%、III 8%、IV 0.01%となります。
- 判定区分 III（早期に措置を講ずべき状態）については、建設経過年数が長くなるほど高くなる傾向にあります。
- 緊急措置段階である判定区分 IV の橋梁については、速やかに緊急措置を実施したところです。

- ※ 判定区分 I：健全（構造物の機能に支障が生じていない状態）
判定区分 II：予防保全段階（構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）
判定区分 III：早期措置段階（構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態）
判定区分 IV：緊急措置段階（構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態）
- ※ 判定区分の割合は、四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

○ 判定区分



○ 判定区分と建設経過年度



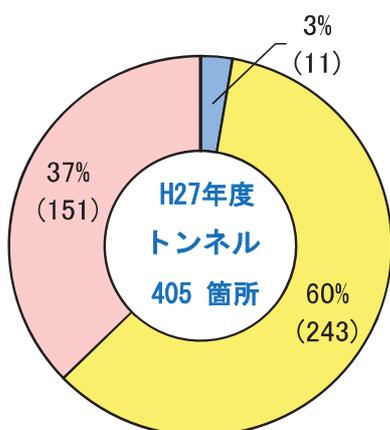
○ 判定区分 IV のリスト(橋梁)

施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
おおまちぼしそくどうきょう 大町橋側道橋	国道 8 号 (滋賀県)	1984	主桁の支持部材が腐食し、支持機能が低下	仮受け材の設置

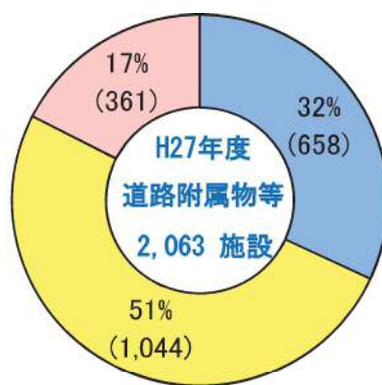
②その他の道路構造物

- 国土交通省では、管理するトンネル 1,548 箇所のうち、405 箇所について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 11 箇所、Ⅱ 243 箇所、Ⅲ 151 箇所となりました。
 なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 3%、Ⅱ 60%、Ⅲ 37%となります。
- また、管理する道路附属物等 12,057 施設のうち、2,063 施設について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 658 施設、Ⅱ 1,044 施設、Ⅲ 361 施設となりました。
 なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 32%、Ⅱ 51%、Ⅲ 17%となります。
- トンネル及び道路附属物等ともに、判定区分Ⅳはありませんでした。

○ トンネル



○ 道路附属物等



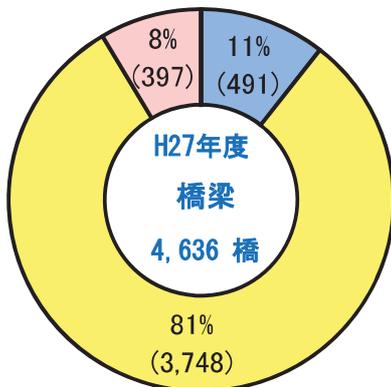
- 判定区分Ⅰ (健全)
- 判定区分Ⅱ (予防保全段階)
- 判定区分Ⅲ (早期措置段階)
- 判定区分Ⅳ (緊急措置段階)

(2) 高速道路会社

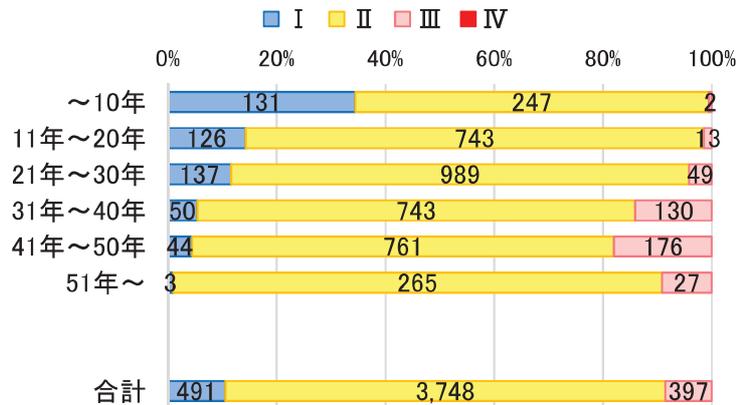
① 橋梁

- 高速道路会社では、管理する橋梁 23,340 橋のうち、4,636 橋について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 491 橋、Ⅱ 3,748 橋、Ⅲ 397 橋となり、判定区分Ⅳはありませんでした。
 なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 11%、Ⅱ 81%、Ⅲ 8%となります。
- 判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）については、建設経過年数が長くなるほど高くなる傾向にあり、建設後 30 年を過ぎると急増し、10%超となっています。

○ 判定区分



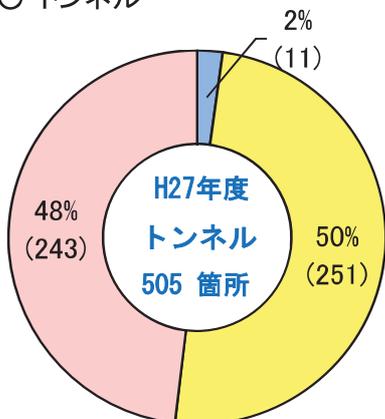
○ 判定区分と建設経過年度



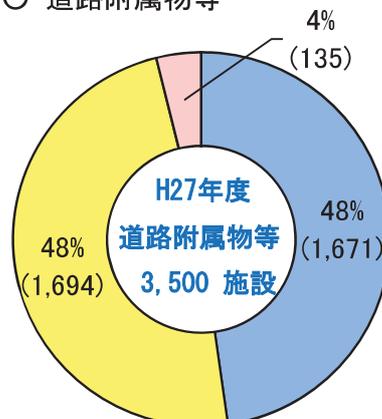
② その他の道路構造物

- 高速道路会社では、管理するトンネル 1,904 箇所のうち、505 箇所について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 11 箇所、Ⅱ 251 箇所、Ⅲ 243 箇所となりました。
 なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 2%、Ⅱ 50%、Ⅲ 48%となります。
- また、管理する道路附属物等 11,769 施設のうち、3,500 施設について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 1,671 施設、Ⅱ 1,694 施設、Ⅲ 135 施設となりました。
 なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 48%、Ⅱ 48%、Ⅲ 4%となります。
- トンネル及び道路附属物等ともに、判定区分Ⅳはありませんでした。

○ トンネル



○ 道路附属物等



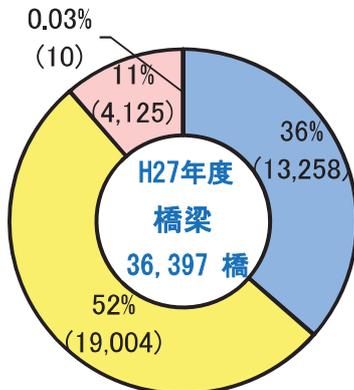
- 判定区分Ⅰ(健全)
- 判定区分Ⅱ(予防保全段階)
- 判定区分Ⅲ(早期措置段階)
- 判定区分Ⅳ(緊急措置段階)

(3) 都道府県・政令市等

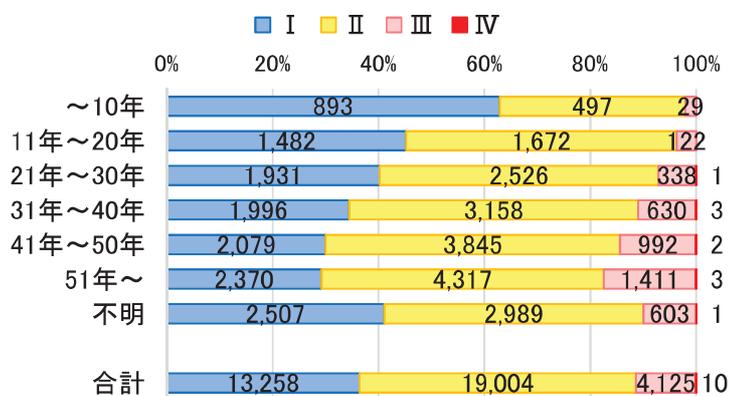
① 橋梁

- 都道府県・政令市等では、管理する橋梁 183,939 橋のうち、36,397 橋について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 13,258 橋、Ⅱ 19,004 橋、Ⅲ 4,125 橋、Ⅳ 10 橋となりました。
 なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 36%、Ⅱ 52%、Ⅲ 11%、Ⅳ 0.03%となります。
- 判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）については、建設経過年数が長くなるほど高くなる傾向にあり、建設後 30 年を過ぎると、10%超となっています。
- 緊急措置段階である判定区分Ⅳの橋梁については、速やかに緊急措置を実施したところです。（15 頁参照）

○ 判定区分



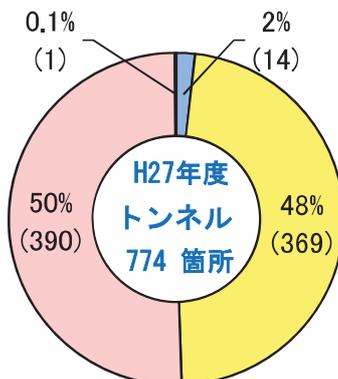
○ 判定区分と建設経過年度



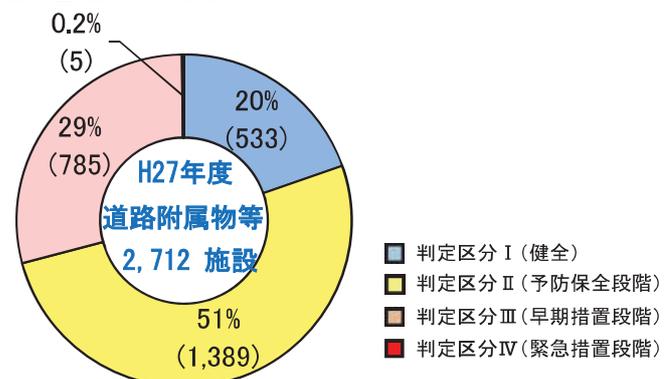
② その他の道路構造物

- 都道府県・政令市等では、管理するトンネル 5,314 箇所のうち、774 箇所について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 14 箇所、Ⅱ 369 箇所、Ⅲ 390 箇所、Ⅳ 1 箇所となり、それぞれの割合は、Ⅰ 2%、Ⅱ 48%、Ⅲ 50%、Ⅳ 0.1%となります。
- また、管理する道路附属物等 13,883 施設のうち、2,712 施設について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 533 施設、Ⅱ 1,389 施設、Ⅲ 785 施設、Ⅳ 5 施設となり、それぞれの割合は、Ⅰ 20%、Ⅱ 51%、Ⅲ 29%、Ⅳ 0.2%となります。
- 緊急措置段階である判定区分Ⅳのトンネル、道路附属物等については、速やかに緊急措置を実施したところです。（16 頁参照）

○ トンネル



○ 道路附属物等



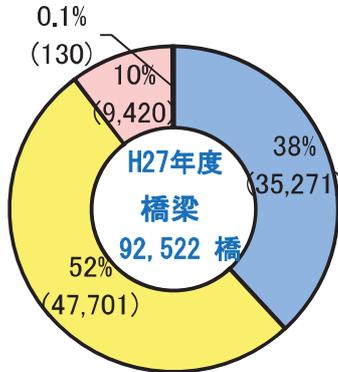
- 判定区分Ⅰ（健全）
- 判定区分Ⅱ（予防保全段階）
- 判定区分Ⅲ（早期措置段階）
- 判定区分Ⅳ（緊急措置段階）

(4)市町村

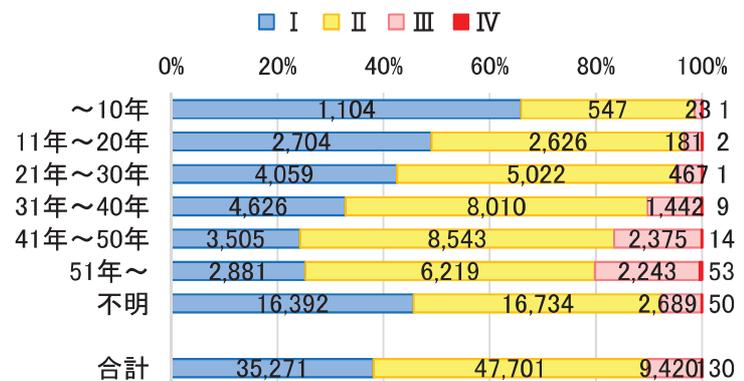
①橋梁

- 市町村では、管理する橋梁 480,219 橋のうち、92,522 橋について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 35,271 橋、Ⅱ 47,701 橋、Ⅲ 9,420 橋、Ⅳ 130 橋となりました。
 なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 38%、Ⅱ 52%、Ⅲ 10%、Ⅳ 0.1%となります。
- 判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）については、建設経過年数が長くなるほど高くなる傾向にあり、建設後 30 年を過ぎると、10%超となっています。
- 緊急措置段階である判定区分Ⅳの橋梁については、速やかに緊急措置を実施したところです。（17頁参照）

○ 判定区分



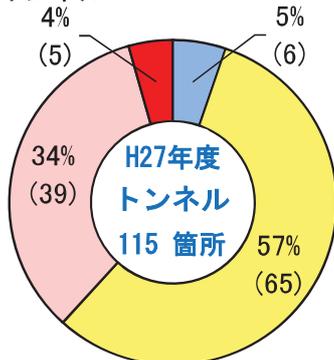
○ 判定区分と建設経過年度



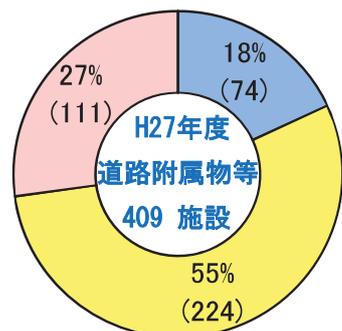
② その他の道路構造物

- 市町村では、管理するトンネル 2,258 箇所のうち、115 箇所について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 6 箇所、Ⅱ 65 箇所、Ⅲ 39 箇所、Ⅳ 5 箇所となりました。
 なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 5%、Ⅱ 57%、Ⅲ 34%、Ⅳ 4%となります。
- また、管理する道路附属物等 2,874 施設のうち、409 施設について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 74 施設、Ⅱ 224 施設、Ⅲ 111 施設となりました。
 なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 18%、Ⅱ 55%、Ⅲ 27%となります。
- 緊急措置段階である判定区分Ⅳのトンネルについては、速やかに緊急措置を実施したところです。（24頁参照）

○ トンネル



○ 道路附属物等



- 判定区分Ⅰ（健全）
- 判定区分Ⅱ（予防保全段階）
- 判定区分Ⅲ（早期措置段階）
- 判定区分Ⅳ（緊急措置段階）

(5) 地方公共団体の判定区分Ⅳのリスト

○都道府県・政令市等において、緊急措置段階である判定区分Ⅳの施設は、橋梁 10 橋、トンネル 1 箇所、道路附属物等 5 施設でした。

○市町村においては、緊急措置段階である判定区分Ⅳの施設は、橋梁 130 橋、トンネル 5 箇所でした。

○なお、これらについては、いずれも緊急措置を実施しています。

○ 都道府県・政令市等の判定区分Ⅳのリスト

【橋梁】

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
茨城県	さんのほし 三の橋	(主)水戸鉾田佐 原線	1964	橋台のひび割れ	通行止め後、 仮橋設置し、 通行規制(片側)
相模原市	やはたほし 八幡橋	市道八幡登里	不明	橋台の変状	通行止め
長野県	こおののがわほし 小大野川橋	県道乗鞍岳線	1968	支承の機能障害、 上部構造の腐食	通行規制(片側交 互)
静岡市	むめいきょう 無名橋 (ひなたにさわ 日向谷沢)	市道吉原 2 号線	1964	主桁の断面欠損	通行止め
静岡市	ごうきょう 1号橋 (たきのやさわがわ 滝ノ谷沢川)2	市道北滝ノ谷 3号線	1956	主桁・横桁の腐食及び断面欠損	通行止め
浜松市	ひき た ごうきょう 引の田7号橋	市道水窪小和田 引の田線	1982	主桁・防護柵の腐食及び断面欠損	通行止め
浜松市	ひき た ごうきょう 引の田11号橋	市道水窪小和田 引の田線	1982	横桁の変形	通行止め
浜松市	エンガクざわほし 沢橋	市道水窪向島 第 2 号線	1982	床板の腐食及び断面欠損	通行止め
浜松市	は がしやう ごうせん 羽ヶ庄9号線 ごうきょう 2号橋	市道佐久間羽ヶ 庄 9 号線	1991	主桁の腐食及び断面欠損	通行止め
京都府	だいまんほし 大門橋	府道間人大宮線	1969	橋脚の洗掘、鉄筋露出及び断面欠 損	通行止め

【トンネル】

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
滋賀県	おおさきたいよんずいどう 大崎第四隧道	県道西浅井マキノ線	1936	覆工コンクリートの剥落	通行止め

【道路附属物等】

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
埼玉県	道路標識	国道 140 号	1988	横梁本体及び横梁継手部の腐食	門型標識の撤去
埼玉県	道路標識	国道 254 号	1987	支柱本体及び柱・ベースプレート溶接部の腐食	門型標識の撤去
埼玉県	道路標識	国道 407 号	不明	横梁本体及び横梁継手部の腐食	門型標識の撤去
埼玉県	道路情報提供装置	国道 140 号	不明	横梁トラス本体の腐食	横梁トラス部材の部材補修
千葉県	道路標識	国道 128 号	1978	支柱と横梁継手部の腐食及び孔食	横梁の撤去

○ 市町村の判定区分Ⅳのリスト

【橋梁】

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
枝幸町 (北海道)	あさひはし 旭橋	中央パイロット線	1968	橋脚のひび割れ	通行止め
島牧村 (北海道)	おびらはし 大平橋	豊浜通線	1960	主桁の鉄筋露出及び断面欠損	通行止め
積丹町 (北海道)	べんこしはし 弁越橋	船澗川上弁越通り	1965	橋台の洗掘	通行止め
釧路市 (北海道)	しじみはし 蜆橋	市道風連別馬主 来線	1980	主桁の断面欠損	通行止め
田子町 (青森県)	ごうきょう 1号橋	町道宮野獅々内 線	不明	支承・主桁の腐食及び断面欠損	通行止め
上小阿仁村 (秋田県)	かみこあにはし 上小阿仁橋	村道長信田羽立 線	1937	主桁の鉄筋露出、断面欠損、 支承の機能障害	通行止め
白鷹町 (山形県)	たいへいはし 大平橋	町道大平橋線	1964	高欄・床板の腐食及び断面欠損	通行止め
白鷹町 (山形県)	たなべはし 田辺橋	町道田辺寺前線	1980	主桁・床板のひび割れ、 下部工の変状	通行止め
朝日町 (山形県)	のぞくらはし のぞくら橋	町道朝日線	1965	支承の機能障害	通行止め
大蔵村 (山形県)	かみやまはし 上山橋	村道沼ノ台上山 線	1977	橋台の変状	通行止め
喜多方市 (福島県)	やちのはし 谷地畑橋	市道大平・黒岩線	不明	橋台の洗掘及びひび割れ	通行止め
常総市 (茨城県)	71	市道東 447 号線	不明	基礎と橋台の分離	通行止め
つくば市 (茨城県)	あづまはし 吾妻橋	市道 4-2231 号線	1976	下部工のひび割れ	通行止め
つくば市 (茨城県)	シカノマイはし シカノマイ橋	市道 4-3029 号線	1965	主桁の鉄筋露出	応急修繕
笠間市 (茨城県)	くぼじゆくはし 久保宿橋	市道(友)1117 号 線	不明	下部工のひび割れ	通行止め
古河市 (茨城県)	おおはし 大橋	市道総和 4181 号 線	不明	橋台の洗掘	通行規制(2t)
古河市 (茨城県)	そうわ 総和00001橋	市道総和 0214 号 線	不明	基礎杭の露出	通行規制(5.5t)

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
古河市 (茨城県)	そうわ 総和01003橋	市道総和 1372 号 線	不明	基礎杭の露出	通行規制(2t)
古河市 (茨城県)	そうわ 総和01006橋	市道総和 1376 号 線	不明	基礎杭の露出、ひび割れ	通行規制(2t)
古河市 (茨城県)	そうわ 総和01007橋	市道総和 1366 号 線	不明	基礎杭の露出、ひび割れ	通行規制(2t)
古河市 (茨城県)	そうわ 総和01008橋	市道総和 4179 号 線	不明	基礎杭の露出	通行規制(2t)
古河市 (茨城県)	そうわ 総和01012橋	市道 0215 号線	不明	主桁の剥離・鉄筋露出	通行規制(5.5t)
大子町 (茨城県)	4071号橋	町道4245号線	不明	橋脚のひび割れ	通行止め
那須町 (栃木県)	だいにし 第1橋	町道 58 号 新黒 田・松沼線	1963	下部工の断面欠損	通行止め(片側)
長南町 (千葉県)	あわのすはし 葉之須橋	町道山内41号線	1967	下部工の鉄筋露出	通行止め
魚沼市 (新潟県)	ほそのはし 細野橋	市道守門13号線	1962	主桁の鉄筋露出	通行止め
金沢市 (石川県)	にまいはし にまい橋	準幹線 556 号 金石・大野線	1913	主桁の腐食	通行規制(路肩)
七尾市 (石川県)	おくはらごうはし 奥原5号橋	市道奥原 19 号線	1955	主桁の鉄筋露出及び断面欠損、 横桁・床板の鉄筋露出	通行止め
七尾市 (石川県)	のざきごうはし 野崎1号橋	市道能登島 31 号 線	1977	床板の鉄筋露出及び断面欠損	通行止め
小松市 (石川県)	無名橋 7009	市道尾小屋新丸 線	不明	主桁・橋台のコンクリート剥離及び 鉄筋露出	通行止め
岐阜市 (岐阜県)	あきまるはし 朝丸橋	市道堤外 3 号線	1958	下部工の変状、主桁のひび割れ	通行止め
高山市 (岐阜県)	てんぐはし 天狗橋	市道平湯天狗橋 線	1956	床板・橋脚の鉄筋露出	通行止め
高山市 (岐阜県)	とくごうはし 徳河橋	市道德河線	不明	主桁の腐食、橋台の変状	通行止め
高山市 (岐阜県)	ふなとほし 船渡橋	市道中洞2号線	1952	伸縮装置の脱落、橋台の変状	通行止め
高山市 (岐阜県)	はしどほし 橋戸橋	市道蔵柱日影線	1931	主桁の断面欠損	通行止め

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
飛騨市 (岐阜県)	みずほらばし 水洞橋	市道水洞線	不明	主桁の腐食	通行止め
羽島市 (岐阜県)	すかごうきょう 須賀2号橋	市道小荒井1丁目3号線	不明	主桁の腐食及び断面欠損	通行止め
羽島市 (岐阜県)	すかごうきょう 須賀6号橋	市道足近町7丁目38号線	不明	主桁の腐食及び断面欠損	通行止め
関市 (岐阜県)	わかくりばし 若栗橋	市道12-249号線	1915	主桁の腐食及び変状	通行止め
関市 (岐阜県)	まくらばし 桜橋	市道12-149号線	1981	床版の変状	通行止め
御浜町 (三重県)	ながはらばし 長原橋	町道阪本15号線	不明	床版の腐食及び変状	通行止め
御浜町 (三重県)	かんぼほし かん保橋	町道向ノ芝かん保線	不明	上部工の腐食、高欄の変形・欠損	通行止め
京丹後市 (京都府)	なかのどうはし 中ノ堂橋	市道沖田上地線	1940	床版の腐食及び断面欠損	通行止め
京丹後市 (京都府)	みぞおちばし 溝落橋	市道高橋公庄線	1940	橋台の洗掘及び路面の変状	通行止め
京丹後市 (京都府)	つつみはし 堤橋	市道山崎立長線	1949	主桁、床版の腐食及び断面欠損	通行止め
京丹後市 (京都府)	おのべはし 尾ノべ橋	市道大下線	1932	主桁の腐食及び断面欠損	通行止め
京丹後市 (京都府)	べつそうはし 別荘橋	市道別当谷線	1962	橋台のひび割れ	通行止め
京丹波町 (京都府)	ほんじょうごうきょう 本庄2号橋	町道本庄1号線	不明	主桁の腐食及び断面欠損	通行止め
湖南市 (滋賀県)	無名橋9	市道清松苑1号線	1968	主桁の剪断破壊	通行規制(2t)
高島市 (滋賀県)	たいこうはし 大公橋	市道棕川線	1921	主桁、床版の腐食及び鉄筋露出	通行止め
近江八幡市 (滋賀県)	めいじばし 明治橋	市道宮内八商前線	不明	主桁の腐食	通行規制(2t) 仮設ベント設置
加古川市 (兵庫県)	きむらごうきょう 木村1号橋	市道備後樋之口1号線	不明	主桁、床版の腐食及び鉄筋露出	幅員規制 荷重規制
豊岡市 (兵庫県)	たきやまばし 滝山橋	市道奥須井区内線第1号線	不明	床版の腐食及び断面欠損	通行止め

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
淡路市 (兵庫県)	あらくらばし 荒倉橋	市道荒倉2号線	不明	主桁のひびわれ	通行止め
豊岡市 (兵庫県)	491 きょう 橋	市道小丸城崎線	1997	床版の腐食及び断面欠損	通行止め
豊岡市 (兵庫県)	いわはなばし 岩花橋	市道矢根畑乙線	不明	橋脚の腐食	通行止め
豊岡市 (兵庫県)	はしもとばし 橋本橋	市道板野橋本線	不明	主桁の腐食及び断面欠損	通行止め
豊岡市 (兵庫県)	いうちばし 伊内橋	市道内町伊木線	不明	主桁の腐食及び断面欠損	通行止め
南あわじ市 (兵庫県)	たいとぼらばし 太唐原橋	市道伊加利2号 線	不明	主桁の断面欠損	パイプサポート支持 荷重分散措置
豊岡市 (兵庫県)	しおいりばし 塩入橋	市道二比線	1965	主桁、横桁、床版の腐食	通行止め
豊岡市 (兵庫県)	せとごうばし 瀬戸1号橋	市道瀬戸線	不明	主桁の腐食、鉄筋露出及び断面欠 損	幅員規制 荷重規制
南あわじ市 (兵庫県)	べつしよばし 別処橋	市道伊加利15号 線	不明	橋台の断面欠損及び洗掘	通行止め
広陵町 (奈良県)	やしきしもばし 屋敷下橋	町道百済61号線	不明	桁の破断、橋台の変状	覆工板の設置
十津川村 (奈良県)	さるかいばし 猿飼橋	村道平谷猿飼線	1945	橋脚の変状、支承の変状及び機能 障害	通行止め
十津川村 (奈良県)	たまのあなばし 滝之穴橋	村道滝之穴線	1961	床版の腐食	通行止め
十津川村 (奈良県)	いけあなばし 池穴橋	村道池穴中原線	1931	主桁、床版の腐食	通行止め
十津川村 (奈良県)	おおのであいばし 大野出合橋	村道高滝小川線	不明	主桁の腐食	通行止め
十津川村 (奈良県)	わだいらばし 和平橋	村道和平線	1942	主桁の腐食	通行止め
十津川村 (奈良県)	おおびそばし 大松曾橋	村道大松曾線	不明	主桁、横桁の腐食	通行止め
十津川村 (奈良県)	たどばし 田戸橋	村道滞線	1971	主桁の腐食	通行止め
十津川村 (奈良県)	きょうかわつ おおはし 旧川津大橋	村道川津線	1960	床版の腐食	通行止め

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
十津川村 (奈良県)	なかばらばし 中原橋	村道池穴中原橋	1945	主桁、床版の腐食	通行止め
十津川村 (奈良県)	ゆのほらばし 湯之原橋	村道湯之原舟谷 線	1934	主桁の腐食	通行止め
田辺市 (和歌山県)	あきづはし 秋津橋	市道秋津町 33 号 線	1971	橋脚の剥離及び鉄筋露出	通行止め
田辺市 (和歌山県)	すげこはし 菅小橋	市道菅小家坂線	1976	床版の腐食及び断面欠損	通行止め
串本町 (和歌山県)	かもじろはし 鴨白橋	町道幸通 1 号線	1936	主桁の腐食及び断面欠損	通行止め
橋本市 (和歌山県)	はしたにはし 橋谷橋	市道御幸辻橋谷 線	不明	主桁の腐食及び孔食	通行規制(2t)
有田川町 (和歌山県)	たかぎはし 高木橋	町道谷口高木線	1957	主桁の剥離及び鉄筋露出、 橋脚の洗掘	通行止め
日南町 (鳥取県)	つうてんはし 通天橋	町道石霞溪線	1929	主桁の腐食	通行止め
出雲市 (島根県)	きむらばし 木村橋	市道木村線	1963	橋脚の断面欠損	通行制限(8t) 速度制限(20km/h) 主桁仮受け (サポート)
津和野町 (島根県)	やまねはし 山根橋	町道小直支線 5 号線	不明	主桁の腐食及び断面欠損	主桁仮受け (サポート)
吉賀町 (島根県)	だいはし 台橋	町道中村隠居沖 線	1973	主桁・横桁の腐食及び断面欠損	通行止め
吉賀町 (島根県)	にしぐみごうはし 西組2号橋	町道西組線	1974	橋台の断面欠損	通行止め(歩行者・ 二輪車以外)
吉賀町 (島根県)	とちぎはし 栃木橋	町道栃木線	1974	主ケーブルの損傷	通行止め(歩行者・ 二輪車以外)
吉賀町 (島根県)	たみらはし 立道橋	町道西組線	1954	橋脚の断面欠損	通行止め(歩行者・ 二輪車以外)
宇部市 (山口県)	まながさきばし 真名ヶ崎橋	市道茶屋奥畑銭 ヶ原線	不明	主桁・床版の鉄筋露出	通行止め(歩行者・ 二輪車以外)
柳井市 (山口県)	かまとぎごうはし 鎌磨1号橋	市道河原鎌磨線	1976	主桁の剥離及び鉄筋露出	通行止め

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
山陽小野田市 (山口県)	まつがまほし 松ヶ瀬橋	市道松ヶ瀬線	1954	主桁の剥離及び鉄筋露出	通行止め
山陽小野田市 (山口県)	だいいちたからほし 第一高千帆橋	市道上石井手線	1954	主桁の剥離及び鉄筋露出	断面補修等 通行規制(4t)
三好市 (徳島県)	どうとこほし 堂床橋	市道境谷大谷線	1959	主桁の腐食	通行止め
三好市 (徳島県)	だいに なごろ ほし 第2名頃橋	市道名頃線	1965	主桁のひび割れ、鉄筋露出及び剥離、下部工の剥離	通行止め
三好市 (徳島県)	しらかわほし 白川橋	市道境谷大谷線	1933	主桁、横桁の腐食	通行止め
久万高原町 (愛媛県)	いちくちほし 市口橋	町道市口線	1965	下部工の腐食及び洗掘、 上部工・支承の腐食	通行止め
香美市 (高知県)	いわたにほし さげ岩谷橋	市道崎岩線	不明	下部工の変状	通行止め
土佐町 (高知県)	ゆのまほし 柚ノ木橋	町道柚ノ木橋線	1971	主索の腐食	通行止め
室戸市 (高知県)	みなとほし 港橋	港橋線	1971	主桁・横桁・支承の腐食	通行止め
観音寺市 (香川県)	かんおんじ ごくらくほし 観音寺極楽橋	市道 上若南線	1933	上下部工の剥離及び鉄筋露出	通行規制(二輪・歩行者のみ通行可)
黒潮町 (高知県)	おうむかえほし 王迎橋	町道 王迎線	1933	主桁の剥離及び鉄筋露出	通行規制(2t)
黒潮町 (高知県)	こぶしのかわほし 拳ノ川橋	町道拳ノ川北線	1935	主桁の剥離及び鉄筋露出	通行止め
黒潮町 (高知県)	たちばなほし 橋橋	町道橋川ミセマチ線	1933	主桁の剥離及び鉄筋露出	通行止め
唐津市 (佐賀県)	はなみねほし 花峰橋	市道座主-峰門線	1955	主桁の亀裂	通行止め
南島原市 (長崎県)	おおて がわほし 大手川橋	市道谷川清水線	1924	主桁・床版の鉄筋露出、 橋脚の断面欠損	通行止め(車両)
佐世保市 (長崎県)	スクイ1号橋 スクリ1号橋	市道神ノ浦臨港線	不明	床版の剥離及び鉄筋露出	仮設補強材(四角支柱)による応急措置

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
佐世保市 (長崎県)	こもりぼし 小森橋	市道早岐広田町 線	1974	歩道部の腐食及び抜け落ち	幅員規制(歩道)
佐世保市 (長崎県)	ふないしせん ごうきょう 船石線1号橋	市道船石線	不明	主桁の腐食、床版の剥離及び鉄筋 露出	通行止め(車両)
佐世保市 (長崎県)	なかどおりだいちぼし 中通第一橋	市道三川内循環 線	1965	主桁・床版の剥離及び鉄筋露出	仮設補強材(四角 支柱)による応急措 置
佐世保市 (長崎県)	びくにだぼし 比丘尼田橋	市道高峰乙石尾 支線	1964	主桁の腐食及び断面欠損、 橋台のひび割れ及び変状	通行規制(2t)
対馬市 (長崎県)	しんぼし 新橋	市道尾崎郷崎線	不明	主桁の腐食、床版の剥離及び鉄筋 露出	通行規制(2t)
対馬市 (長崎県)	にたしたる 仁田志多留 4号橋	市道仁田志多留 線	不明	床版の剥離及び鉄筋露出	通行止め(片側)
対馬市 (長崎県)	むこうはらぼし 向原橋	市道芦見本線	不明	主桁・支承の腐食及び断面欠損	通行規制(2t)
対馬市 (長崎県)	たれぼし 垂穂橋	市道田ノ浜線	不明	主桁・支承の腐食及び断面欠損	通行規制(2t)
対馬市 (長崎県)	にしおかぼし 西岡橋	市道久田2号線	不明	主桁・床版の腐食及び断面欠損	通行止め(車両)
対馬市 (長崎県)	おおますぼし 大增橋	市道大增本線	1974	主桁・支承の腐食及び断面欠損	通行止め(車両)
新上五島町 (長崎県)	はまかわだいい きょう 浜川第2橋	町道赤尾16号線	1955	主桁・床版の腐食及び鉄筋露出	通行止め(車両)
阿蘇市 (熊本県)	だいはちのおのたけぼし 第八斧岳橋	市道西小園水源 線	1966	橋台の洗掘	通行止め
阿蘇市 (熊本県)	だいくのおのたけぼし 第九斧岳橋	市道西小園水源 線	不明	主桁の鉄筋露出、橋台の剥離	通行止め
阿蘇市 (熊本県)	だいいちゅういちのおのたけぼし 第十一斧岳橋	市道西小園水源 線	不明	主桁の腐食及び鉄筋露出	通行止め
宇土市 (熊本県)	みや うしろぼし 宮の後橋	市道網田神社線	不明	主桁・床版の剥離及び鉄筋露出、 下部工の剥離	通行止め
宇土市 (熊本県)	くろぼし 黒橋	市道川越・宮の後 線	不明	主桁・床版の腐食及び断面欠損、 下部工のひび割れ	通行止め
宇土市 (熊本県)	そはた ごうきょう 曾畑1号橋	市道潤・佐野線	不明	主桁・床版の剥離及び鉄筋露出	通行規制(2t)

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
宇土市 (熊本県)	こじょう ぐうきょう 古城2号橋	市道古城町2号線	不明	主桁の腐食及びひび割れ	通行規制(2t)
由布市 (大分県)	はねつぼはし 埴坪橋	市道東行埴坪岡線	1929	主桁の剥離及び鉄筋露出	通行止め
由布市 (大分県)	しばはらはし 芝原橋	市道中恵宮田線	不明	主桁の剥離及び鉄筋露出	通行止め
由布市 (大分県)	さかいばし 塚橋	市道仁瀬小袋線	不明	主桁・支承の腐食、橋台の洗掘	通行止め
由布市 (大分県)	かんふちばし 上瀧橋	市道下柿木線	不明	主桁・橋脚の剥離及び鉄筋露出	通行止め
由布市 (大分県)	かめのこうばし 籠ノ甲橋	市道天神山富線	1949	橋脚の洗掘	通行止め
霧島市 (鹿児島県)	にじ 虹のつりはし	市道虹のつりはし線	1998	支承の腐食及び変状、 補剛材のひび割れ	通行止め
志布志市 (鹿児島県)	じょうせいばし 城西橋	市道西馬場野久尾線	1970	沓座の剥離及びひび割れ、 橋脚の洗掘	通行止め
瀬戸内町 (鹿児島県)	あむろみちばし 阿室道橋	町道屋鈍西古見線	1965	上部工の鉄筋露出	通行止め
瀬戸内町 (鹿児島県)	なかだ こうばし 中田2号橋	町道部連古志線	1956	上部工の鉄筋露出	通行止め

【トンネル】

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
新宮市 (和歌山県)	しご 1 号 トンネル	市道志古尾頭線	1935	天端のひび割れ	通行止め
新宮市 (和歌山県)	しご 2 号 トンネル	市道志古尾頭線	1935	天端のひび割れ	通行止め
岩国市 (山口県)	まつおずいどう 松尾隧道	市道多田 18 号線	1960	覆工背面の空洞	通行止め
栲原町 (高知県)	なかとぎずいどう 高研隧道	町道上西の川高研線	1928	覆工コンクリートの剥落	通行止め
八代市 (熊本県)	おおひらすいどう 大平隧道	市道稲入・石坂線	1971	覆工コンクリートの剥落	叩き落し はく落防止工

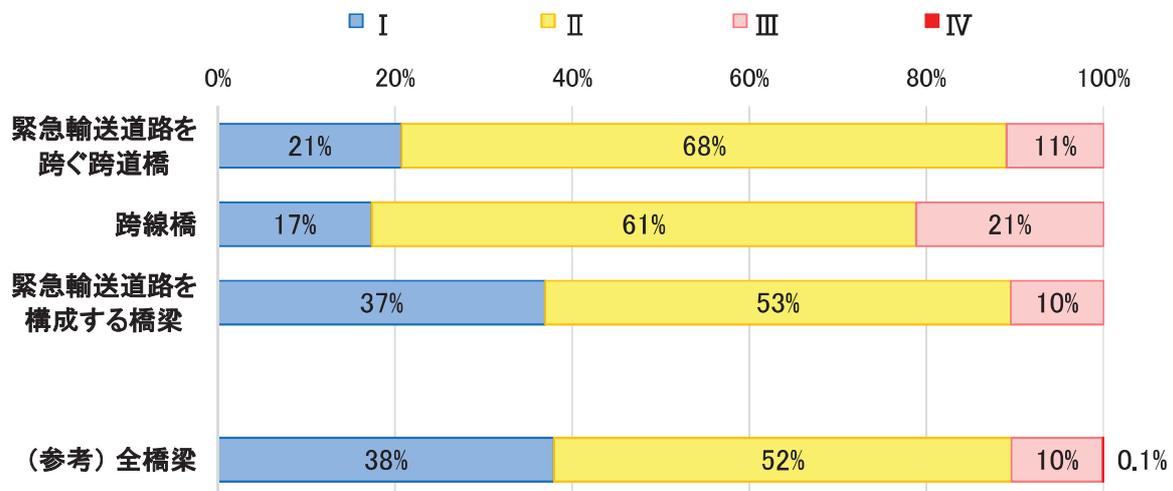
(6)最優先で点検すべき橋梁

- 緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋については、2,929 橋の点検を実施しました。結果は、判定区分Ⅰ 608 橋、Ⅱ 2,001 橋、Ⅲ 320 橋となり、判定区分Ⅳはありませんでした。なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 21%、Ⅱ 68%、Ⅲ 11%となります。
- 跨線橋については、1,649 橋の点検を実施しました。結果は、判定区分Ⅰ 286 橋、Ⅱ 1,014 橋、Ⅲ 349 橋となり、判定区分Ⅳはありませんでした。なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 17%、Ⅱ 61%、Ⅲ 21%となります。
- 緊急輸送道路を構成する橋梁については、29,848 橋の点検を実施しました。結果は、判定区分Ⅰ 11,036 橋、Ⅱ 15,687 橋、Ⅲ 3,125 橋となり、判定区分Ⅳはありませんでした。なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 37%、Ⅱ 53%、Ⅲ 10%となります。
- 早期に修繕などの措置が必要である割合は、跨線橋が 21%と橋梁全体の割合（10%）を大きく上回っています。

○ 最優先で点検すべき橋梁の点検結果《上段:判定区分割合 下段:点検実施数》

判定区分	判定区分Ⅰ (健全)	判定区分Ⅱ (予防保全段階)	判定区分Ⅲ (早期措置段階)	判定区分Ⅳ (緊急措置段階)
緊急輸送道路を 跨ぐ跨道橋	21% (608)	68% (2,001)	11% (320)	0% (0)
跨線橋	17% (286)	61% (1,014)	21% (349)	0% (0)
緊急輸送道路を 構成する橋梁	37% (11,036)	53% (15,687)	10% (3,125)	0% (0)
(参考) 橋梁	38% (53,451)	52% (72,733)	10% (14,489)	0.1% (141)

H28.3 末時点

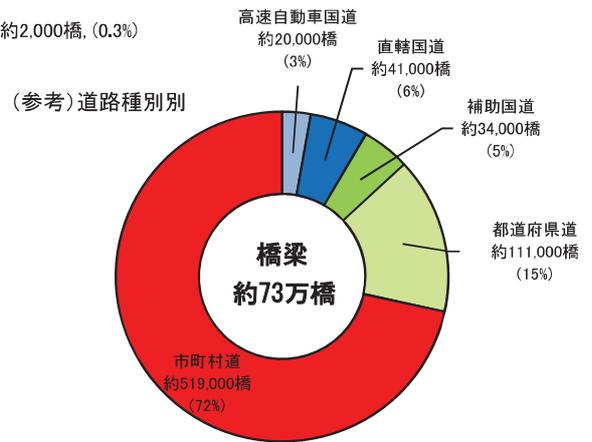
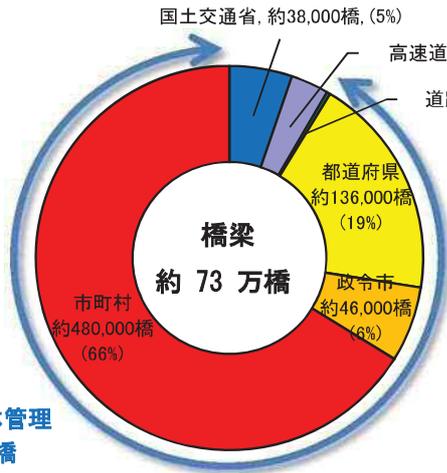


参考1 橋梁の現状

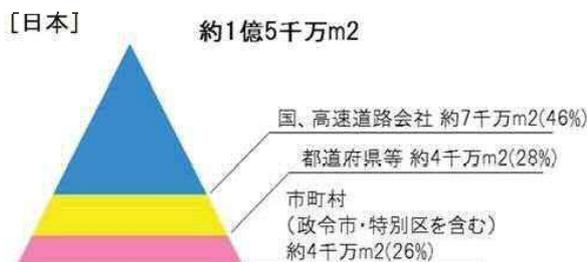
1. 管理者別の橋梁数、橋面積等

○ 我が国には橋梁が、約73万橋あり、このうち、地方公共団体が管理する橋梁は約66万橋と全体の9割以上を占めています。これは米国と比較すると、非常に多くなっています。

○ 道路管理者別



(参考)橋梁数、橋面積に関する米国との比較



出典) 日本 道路局調べ(H27.12時点)

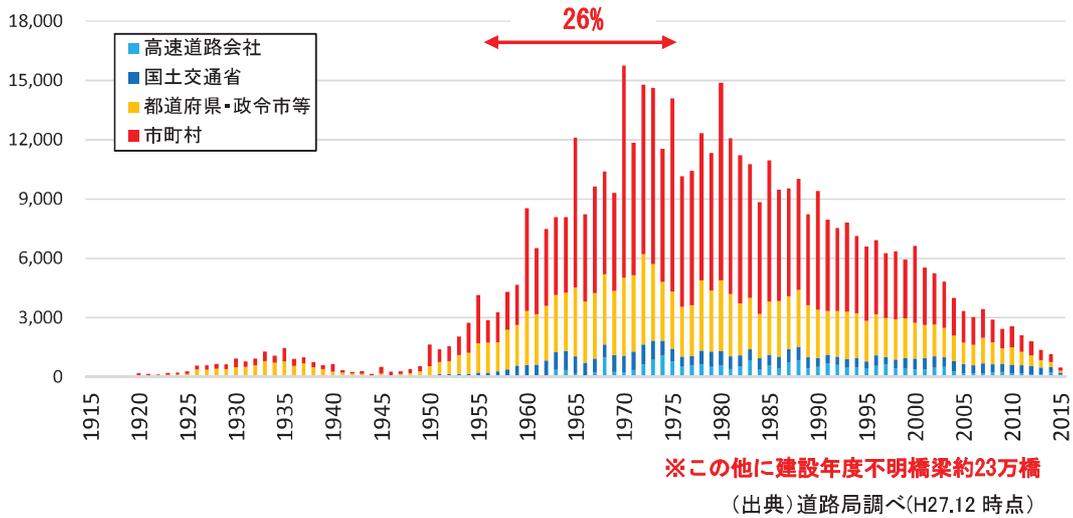
米国 FHWA(Federal Highway Administration)ホームページ (2014.12時点)

※StateにはFederal(約1万橋)を含む

2. 建設年度別の橋梁数

- 建設年度別の橋梁数の分布を見ると、昭和30年から50年にかけて建設されたものが約26%と多くなっています。
- 建設後50年を経過した橋梁の割合は、現在は約20%ですが、10年後には約44%に急増します。特に橋長15m未満の橋梁は、約半数が建設後50年を経過します。
- この他にも建設年度が不明の道路橋が全国で約23万橋あり、これらのお大半が市町村管理の橋長15m未満の橋梁です。

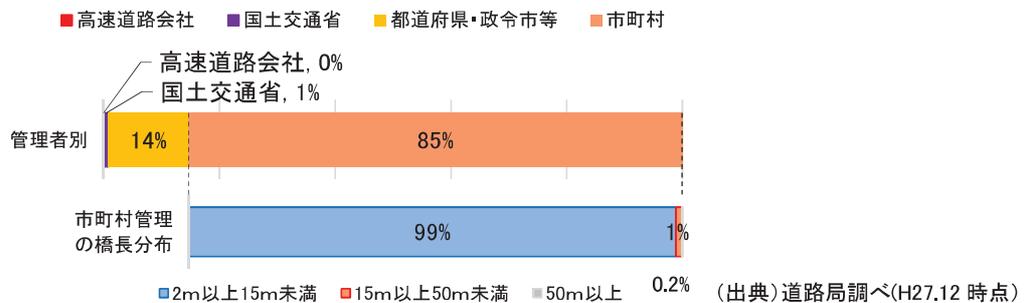
○建設年度別橋梁数



○建設後50年を経過した橋梁の割合



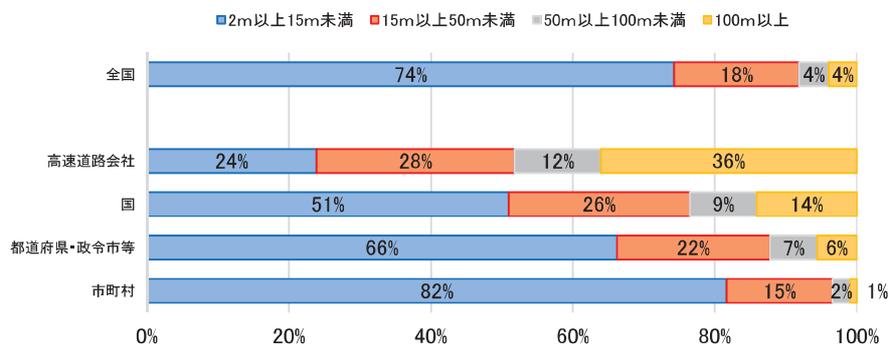
○建設年度不明橋梁(約23万橋)の内訳



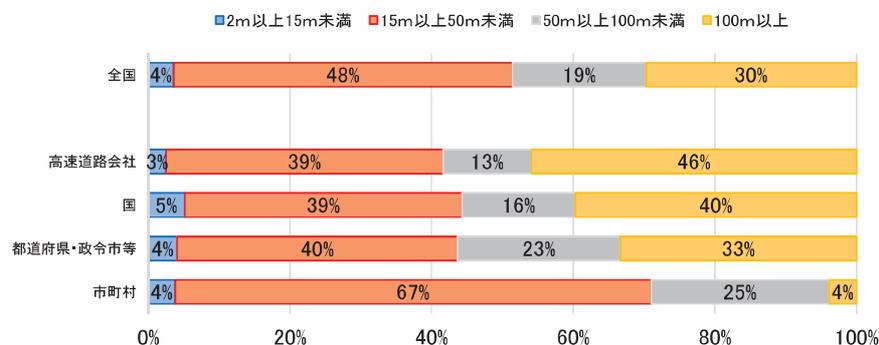
3. 管理者別の橋長分布

- 橋長 50m 以上の橋梁の割合は全体では約 8% ですが、高速道路会社で約 48%、国土交通省で約 23% である一方、市町村では約 3% と管理者によって大きく異なっています。
- 市町村が管理する橋梁の 80% 以上が橋長 15m 未満です。一方、最優先で点検すべきとされている緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋や跨線橋では、市町村が管理する橋梁の 80% 以上が、橋長 15m 以上であり、市町村にとって大規模なものとなっています。

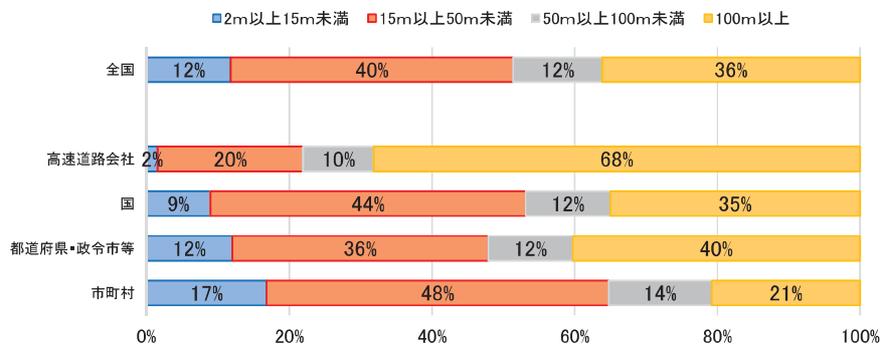
○管理者別の橋長分布



○管理者別の橋長分布(緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋)



○管理者別の橋長分布(跨線橋)



(出典) 道路局調べ(H27.12 時点)

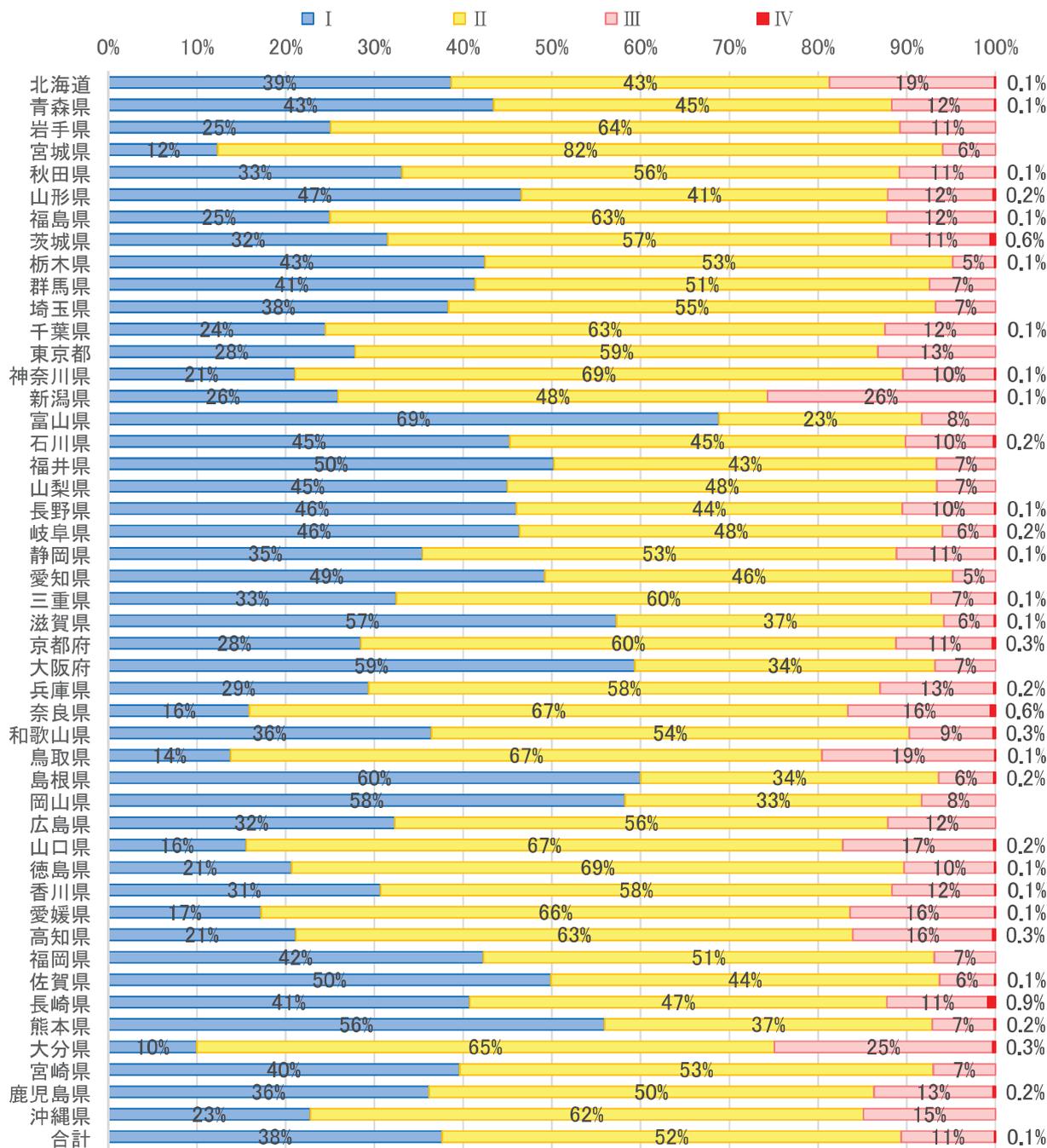
※ 橋長に関して情報がなかった橋梁を除く

参考2 地方公共団体の点検結果の分布（橋梁）

○ 地方公共団体の平成 27 年度の点検実施橋梁について、都道府県別に判定区分の割合を見ると、次のとおり、地域ごとに判定区分の割合に差がありました。

○ なお、地方公共団体の全体の判定区分は、判定区分Ⅰ 38%、Ⅱ 52%、Ⅲ 11% Ⅳ0.1%となりました。

○ 都道府県別判定区分の割合（地方公共団体管理橋梁）

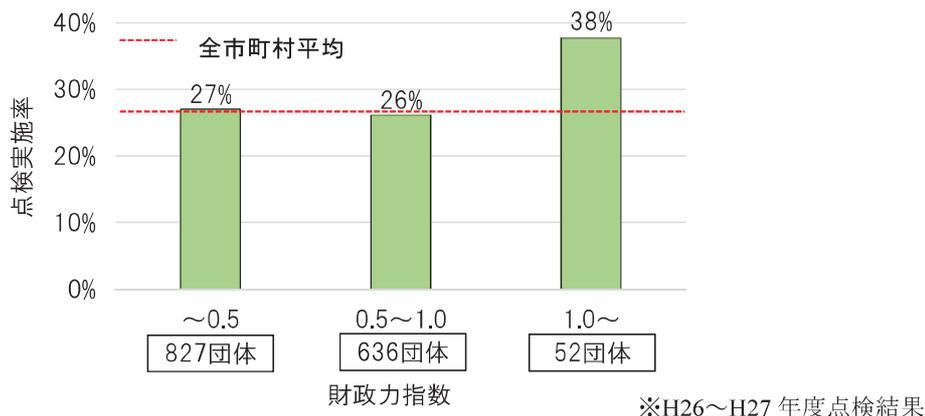


※都道府県内管理橋梁数のうち平成 27 年度の点検結果をもとに作成したものである。
また、四捨五入の関係で合計が 100%とならないものもある。

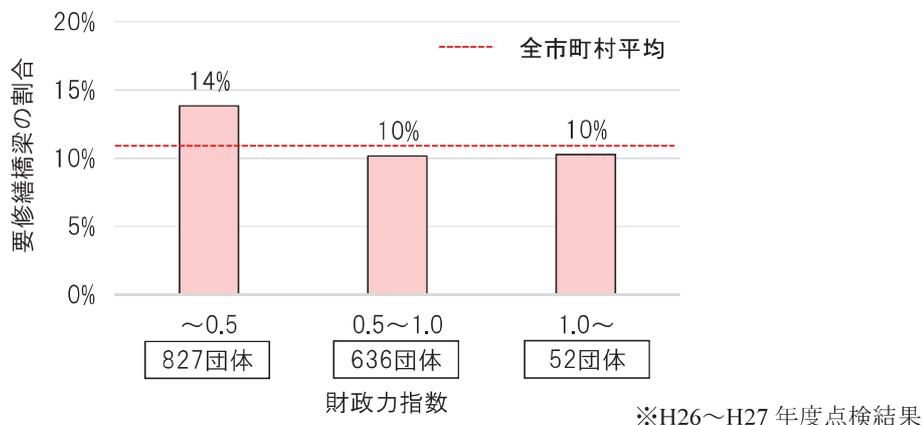
参考3 財政状況と点検実施状況・点検結果

- 財政力指数^{※1}が0.50未満、0.50以上1.0未満の市町村の点検実施率は、財政力指数が1.0以上の市町村の点検実施率に比べて低くなっています。
- 財政力指数が0.50未満の市町村の要修繕橋梁の割合は、財政力指数が0.50以上1.0未満、1.0以上の市町村の要修繕橋梁の割合^{※2}に比べて高くなっています。

市町村における財政力指数と橋梁の点検実施率の関係



市町村における財政力指数と要修繕橋梁の割合（判定区分Ⅲ、Ⅳの占める割合）



※1 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

（出典：総務省「平成26年度地方公共団体の主要財政指標一覧」

http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/H26_chiho.html

※2 要修繕橋梁の割合：判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の合計数／点検実施数

参考4 地方公共団体での点検実施に向けた取り組み

1. 道路メンテナンス会議の開催

○ 関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、「道路メンテナンス会議」を全都道府県に設置しています。

体制

- ・地方整備局(直轄事務所)
- ・地方公共団体(都道府県、市町村)
- ・高速道路会社(NEXCO・首都高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路・指定都市高速道路等)
- ・道路公社

役割

1. 研修・基準類の説明会等の調整
 2. 点検・修繕において、優先順位等の考え方に該当する路線の選定・確認
 3. 点検・措置状況の集約・評価・公表
 4. 点検業務の発注支援(地域一括発注等)
 5. 技術的な相談対応
- 等

地方公共団体の取り組み事例の共有

○ 道路メンテナンス会議を通じて、地方公共団体における老朽化対策の取り組み事例を共有

<取り組み事例>

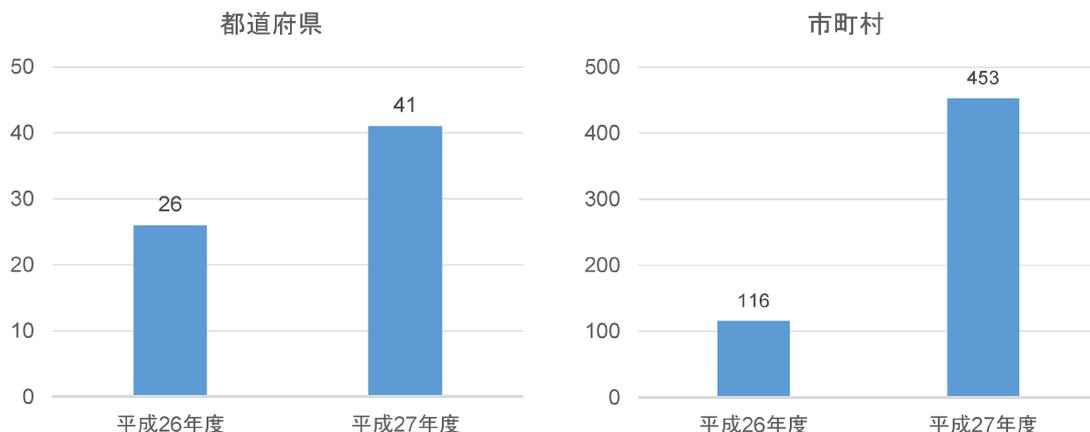
- ・ 大学との連携によるICT技術(タブレット端末)を活用した効率的な維持管理体制の構築
- ・ 県による市町村への橋梁補修工法等に関する技術的助言を行う窓口の設置
- ・ 近隣住民(技術士、土木施工管理技士等の有資格者など)が目視点検を行い、橋梁の変状を発見・報告していただく橋梁点検サポーター制度の導入

2. 地域一括発注の状況

○ 市町村の人不足・技術力不足を補うために、市町村が実施する点検・診断の発注事務を都道府県等が受委託する地域一括発注を実施しています。

○ 地域一括発注を実施した地方公共団体は、平成26年度は116市町村(26都道府県)、平成27年度は453市町村(41都道府県)となりました。

地域一括発注による点検・診断を実施した都道府県・市町村数



3. 直轄診断・修繕代行

- 地方公共団体への支援策の一つとして、緊急かつ高度な技術力を要する可能性が高い橋梁について、「直轄診断※」を実施しました（平成 26 年度：3 施設、平成 27 年度：3 施設）。
- 直轄診断を実施した橋梁については、各道路管理者からの要請を踏まえ、修繕代行業や大規模修繕・更新補助事業に着手されています。

○直轄診断実施箇所と診断結果概要

実施年度	施設名	市町村名	延長(m)	診断結果概要
H26	みしまおおほし 三島大橋	三島町 (福島県)	131	アーチにおける継ぎ手部の高力ボルトについて、ゆるみ・脱落しているものが多数発見
H26	おおまえはし 大前橋	孺恋村 (群馬県)	73	床版、高欄部等におけるひびわれ部から水が内部に侵入し、鉄筋の腐食が進行 なお、大型車通行規制の解除を行うためには架替が必要
H26	おおど 大渡ダム大橋	仁淀川町 (高知県)	444	メインケーブルの防食部の腐食が進行し、内部のケーブル素線が剥き出し状態
H27	ぬまお 沼尾シェッド	下郷町 (福島県)	189	耐荷力や耐震性に影響を与える可能性の高いひび割れ・鉄筋の露出及びびうき剥離や、シェッド支柱のPC鋼棒グラウト未充填などが多数発見
H27	さるかいはし 猿飼橋	十津川村 (奈良県)	139	橋全体に防食機能の劣化が進行し、一部の補剛材で断面減少が生じている状態
H27	よぶこおおほし 呼子大橋	唐津市 (佐賀県)	728	制振ワイヤーの破断が過去繰り返し発生し、現在も破断している状態 主桁等にもひび割れが生じている状態



緊急性・難易度を踏まえて対応

平成 27 年度

○ 三島大橋、大渡ダム大橋 修繕代行業に着手

○ 大前橋 大規模修繕・更新補助事業に着手

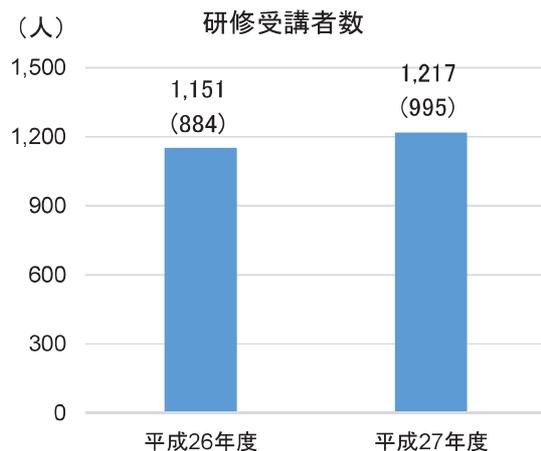
平成 28 年度

○ 沼尾シェッド、猿飼橋、呼子大橋 修繕代行業に着手

※直轄診断：「橋梁、トンネル等の道路施設については、各道路管理者が責任を持って管理する」という原則の下、それでもなお、地方公共団体の技術力等に鑑みて支援が必要なもの（複雑な構造を有するもの、損傷の度合いが著しいもの、社会的に重要なもの、等）に限り、国が地方整備局、国土技術政策総合研究所、国立開発研究法人土木研究所の職員で構成する「道路メンテナンス技術集団」を派遣し、技術的な助言を行うもの。

4. 研修の実施状況

- 平成 26 年度より、国土交通省、地方公共団体の職員等を対象に、橋梁、トンネル等の点検に関する研修を実施しています。
- 平成 26・27 年度の研修受講実績は、平成 26 年度 1,151 人（うち地方公共団体 884 人）、平成 27 年度 1,217 人（うち地方公共団体 995 人）となっています。
- 平成 26 年度から 5 年間の受講目標人数を 5,000 名と想定しています。

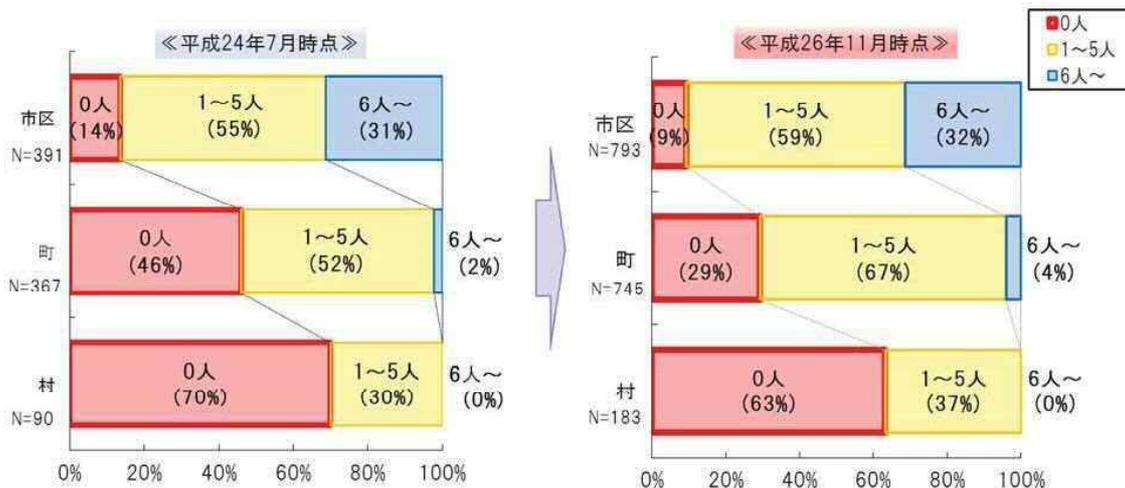


※括弧内は地方公共団体の職員の受講者数

5. 橋梁管理に携わる土木技術者数

- 橋梁管理に携わる土木技術者が存在しない町、村の割合は、平成 24 年度と平成 26 年度を比較すると、町は約 5 割から約 3 割へ、村は約 7 割から約 6 割へ減少しています。

市町村における橋梁管理に携わる土木技術者の人数



※有効回答数：848
出典：道路局調べ

※有効回答数：1,721
出典：道路局調べ

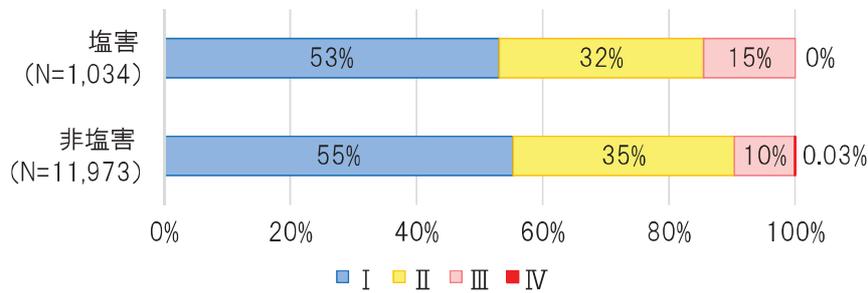
参考5 今後のデータ分析・活用の事例

1. 塩害の影響分析

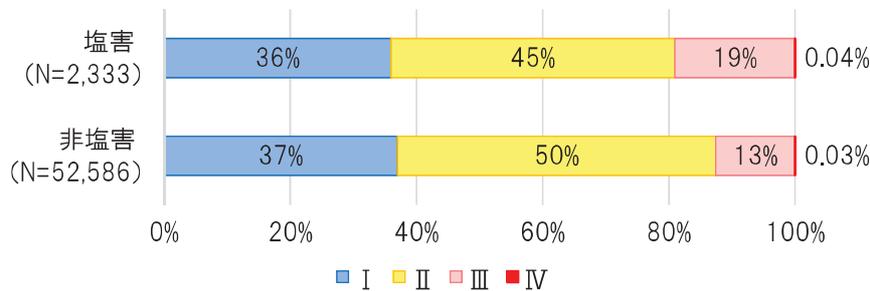
- 塩害の影響地域にある橋梁は、塩害の影響地域以外と比べて健全度が低い傾向にあり、地方公共団体が管理する橋梁はその傾向が顕著です。
- 国よりも都道府県、都道府県よりも市町村の橋梁の方が塩害の影響地域の判定区分Ⅲ、Ⅳの割合が高くなっています。

※塩害の影響地域の区分は道路橋示方書を参考に設定

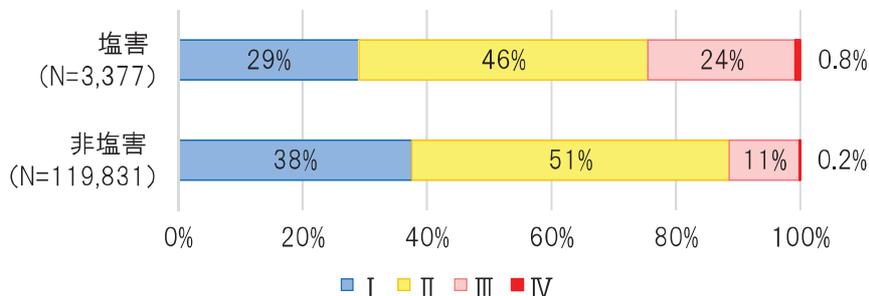
健全度分布の塩害の影響地域による比較（国）



健全度分布の塩害の影響地域による比較（都道府県・政令市等）



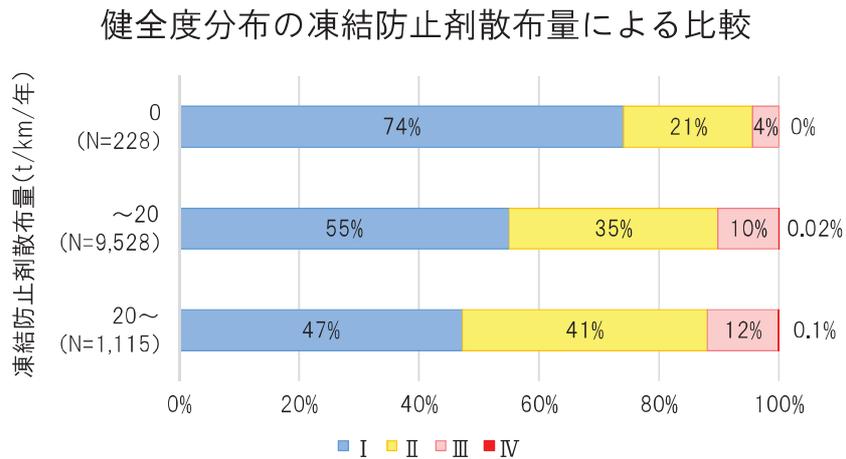
健全度分布の塩害の影響地域による比較（市町村）



※H26～H27 年度点検結果

2. 凍結防止剤の影響分析

- 凍結防止剤が散布されている橋梁では、散布されていない橋梁に比べ、判定区分Ⅱ、Ⅲの割合が高い傾向にあります。
 - 凍結防止剤の散布量が多い橋梁では、散布量が少ない橋梁に比べ、判定区分Ⅱ、Ⅲの割合が高い傾向にあります。
- ※凍結防止剤の散布量は当該橋梁が存在する路線における平成26年度の散布量をもとに算出



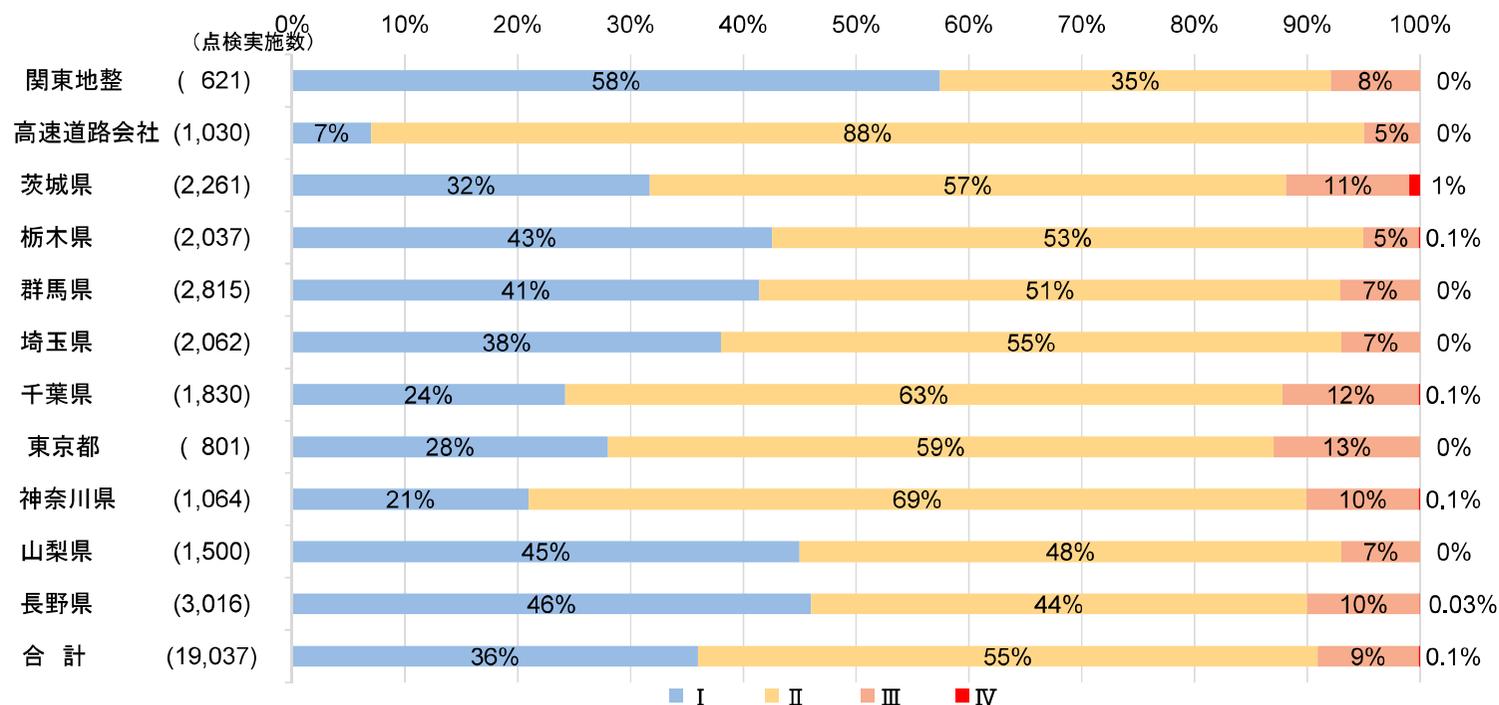
※国土交通省が管理する橋梁の H26～H27 年度点検結果
(凍結防止剤散布量に関する情報がなかった橋梁を除く)

関東管内の点検結果の分布(橋梁)

資料 2 - 2

- 関東管内の平成27年度の点検実施橋梁について、整備局、高速道路会社、都県別に判定区分の割合を見ると、次のとおり、地域ごとに判定区分の割合に差がありました。
- なお、関東管内の全体の判定区分は、点検実施数19,037橋に対し、判定区分 I 36%、II 55%、III 9%、IV 0.1%となりました。

■ 橋 梁



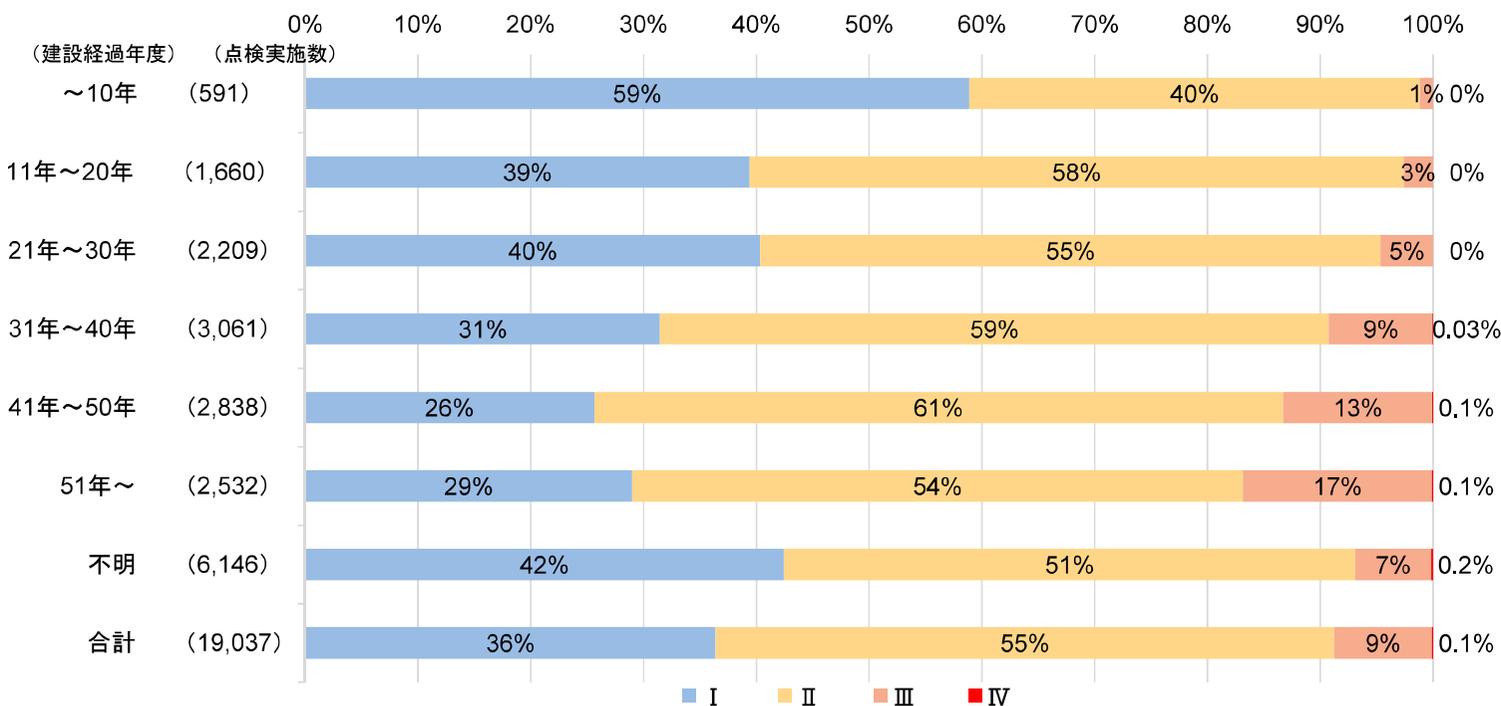
※都県内には、市区町村及び公社の判定区分数が含まれています。

関東管内の点検結果の分布(関東地整)

資料 2 - 3

- 関東地整内において、平成27年度の点検実施橋梁のうち、緊急又は早期に修繕などの措置を行う必要のある橋梁が約9%(1,666橋)ありました。
- 建設経過年数が長くなるほど、早期に修繕などの措置が必要な橋梁の割合が多くなっています。51年以降で健全な橋梁が多くなっているのは補修後の橋梁が多く含まれていると推定します。

■ 橋 梁



長野県内点検計画の見直し(中間報告)

資料3-1

- 長野県内では、平成26年度、平成27年度の橋梁点検進捗状況を踏まえ、平成26年メンテナンス年報で定めた点検計画を下記のとおり見直ししました。
- 見直し後の点検計画では、平成27年度の遅れを取り戻すため平成28年度に大幅な増があり、見直し後の計画を遂行させるべく体制を一層強化し、平成30年度までの全数点検を推進していきます。

点検計画見直し後(橋梁)

()は管理施設数に対する割合、【 】はH26からの施設の増減数

管理者	管理施設数	H26点検実施数	H27点検実施数	H28点検予定数	H29点検予定数	H30点検予定数	備考
国土交通省	820 【-26】	115 (14.0%)	150 (18.3%)	200 (24.4%)	193 (23.5%)	162 (19.8%)	
高速道路会社	705 【±0】	8 (1.2%)	236 (33.5%)	199 (28.2%)	168 (23.8%)	94 (13.3%)	
県・市町村 (公社含む)	21,066 【-67】	2,589 (12.3%)	3,016 (14.3%)	6,049 (28.7%)	5,396 (25.6%)	4,010 (19.0%)	管理施設数と点検総数の差6橋は架替え・撤去予定
合計	22,591 【-93】	2,712 (12.0%)	3,402 (15.1%)	6,448 (28.5%)	5,757 (25.5%)	4,266 (18.9%)	

当初点検計画(平成26年メンテナンス年報より)

()は管理施設数に対する割合

管理者	管理施設数	H26点検計画数	H27点検計画数	H28点検計画数	H29点検計画数	H30点検計画数	備考
国土交通省	846	115 (13.6%)	154 (18.2%)	204 (24.1%)	195 (23.1%)	178 (21.0%)	
高速道路会社	705	10 (1.4%)	187 (26.5%)	221 (31.3%)	159 (22.6%)	128 (18.2%)	
県・市町村 (公社含む)	21,133	2,677 (12.7%)	3,129 (14.8%)	5,740 (27.1%)	5,127 (24.3%)	4,460 (21.1%)	
合計	22,684	2,802 (12.3%)	3,470 (15.3%)	6,165 (27.2%)	5,481 (24.2%)	4,766 (21.0%)	

長野県内点検計画の見直し(中間報告)

資料3-2

- 長野県内では、平成26年度、平成27年度の橋梁点検進捗状況を踏まえ、平成26年メンテナンス年報で定めた点検計画を下記のとおり見直ししました。
- 見直し後の点検計画では、平成27年度の遅れを取り戻すため平成28年度に大幅な増があり、見直し後の計画を遂行させるべく体制を一層強化し、平成30年度までの全数点検を推進していきます。

点検計画見直し後(トンネル)

()は管理施設数に対する割合、【 】はH26からの施設の増減数

管理者	管理施設数	H26点検実施数	H27点検実施数	H28点検予定数	H29点検予定数	H30点検予定数	備考
国土交通省	28 【±0】	4 (14.3%)	0 (0.0%)	10 (35.7%)	12 (42.9%)	2 (7.1%)	
高速道路会社	75 【±0】	15 (20.0%)	15 (20.0%)	19 (25.3%)	8 (10.7%)	18 (24.0%)	
県・市町村 (公社含む)	300 【-6】	21 (7.0%)	8 (2.7%)	83 (27.7%)	87 (29.0%)	101 (33.6%)	
合計	403 【-6】	40 (9.9%)	23 (5.7%)	112 (27.8%)	107 (26.6%)	121 (30.0%)	

当初点検計画(平成26年メンテナンス年報より)

()は管理施設数に対する割合

管理者	管理施設数	H26点検計画数	H27点検計画数	H28点検計画数	H29点検計画数	H30点検計画数	備考
国土交通省	28	6 (21.4%)	9 (32.2%)	4 (14.3%)	7 (25.0%)	2 (7.1%)	
高速道路会社	75	15 (20.0%)	13 (17.3%)	20 (26.7%)	5 (6.7%)	22 (29.3%)	
県・市町村 (公社含む)	306	28 (9.2%)	55 (18.0%)	51 (16.7%)	73 (23.8%)	99 (32.3%)	
合計	409	49 (12.0%)	77 (18.8%)	75 (18.3%)	85 (20.8%)	123 (30.1%)	

長野県内点検計画の見直し(中間報告)

資料3-3

- 長野県内では、平成26年度、平成27年度の橋梁点検進捗状況を踏まえ、平成26年メンテナンス年報で定めた点検計画を下記のとおり見直ししました。
- 見直し後の点検計画では、平成27年度の遅れを取り戻すため平成28年度に大幅な増があり、見直し後の計画を遂行させるべく体制を一層強化し、平成30年度までの全数点検を推進していきます。

点検計画見直し後(道路付属施設)

()は管理施設数に対する割合、【 】はH26からの施設の増減数

管理者	管理施設数	H26点検実施数	H27点検実施数	H28点検予定数	H29点検予定数	H30点検予定数	備考
国土交通省	230 【-2】	8 (3.5%)	31 (13.5%)	65 (28.2%)	69 (30.0%)	57 (24.8%)	
高速道路会社	277 【-11】	12 (4.3%)	47 (17.0%)	62 (22.4%)	46 (16.6%)	110 (39.7%)	
県・市町村 (公社含む)	425 【+191】	29 (6.8%)	10 (2.4%)	174 (40.9%)	105 (24.7%)	107 (25.2%)	
合計	932 【+178】	49 (5.3%)	88 (9.4%)	301 (32.3%)	220 (23.6%)	274 (29.4%)	

当初点検計画(平成26年メンテナンス年報より)

()は管理施設数に対する割合

管理者	管理施設数	H26点検計画数	H27点検計画数	H28点検計画数	H29点検計画数	H30点検計画数	備考
国土交通省	232	25 (10.8%)	28 (12.1%)	52 (22.4%)	67 (28.9%)	60 (25.8%)	
高速道路会社	288	19 (6.6%)	61 (21.2%)	55 (19.1%)	56 (19.4%)	97 (33.7%)	
県・市町村 (公社含む)	234	34 (14.5%)	25 (10.7%)	91 (38.9%)	41 (17.5%)	43 (18.4%)	
合計	754	78 (10.3%)	114 (15.1%)	198 (26.3%)	164 (21.8%)	200 (26.5%)	

<各構造物の平成28年度の点検進捗状況>

道路施設	H28点検 計画数 (A)	H28点検 実施済数 (B)	H28点検予定数 (C)	計画数との差 (C)-(A)	点検進捗 B/C
橋梁	5,858	1,371	6,448	590	21.3 %
トンネル	90	51	112	22	45.5 %
道路附属物等	263	33	301	38	11.0 %

- ・ H28点検計画数 (A) は、平成28年度第1回道路メンテナンス会議での公表値。
- ・ H28点検実施済数 (B) には、点検作業中のものも含まれています。

<最優先で点検すべき橋梁の平成28年度の点検進捗状況>

道路施設	H28点検 計画数 (A)	H28点検 実施済数 (B)	H28点検予定数 (C)	計画数との差 (C)-(A)	点検進捗 B/C
緊急輸送道路を 跨ぐ跨道橋	143	25	150	7	16.7 %
跨線橋 (歩道橋含む)	101	31	101	0	30.7 %
緊急輸送道路を 構成する橋梁	1,036	366	1,128	92	32.4 %

- ・ H28点検当初予定数 (A) は、平成28年度第1回道路メンテナンス会議での公表値。
- ・ H28点検実施済数 (B) には、点検作業中のものも含まれています。

<各構造物の平成28年度の修繕進捗状況>

道路施設	H28修繕 当初計画数 (A)	H28修繕 実施済数 (B)	H28修繕予定数
橋梁	45	13	46
トンネル	11	0	9
道路附属物等	2	0	3

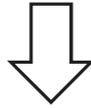
- H28修繕実施済数（B）には、修繕工事中のものも含まれています。

老朽化対策取り組み事例の紹介

資料 5-1

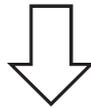
26年度から法令点検開始、各都県メンテナンス会議発足、点検3年目

課題→**予算、体制、技術、国民の理解・協働**



各地でインフラメンテナンスを進める取り組みを実施

1. 技術力向上、点検促進の取り組み(研修・講習会)
2. コスト縮減、創意工夫(直営点検、技術開発など)
3. メンテナンスの必要性を伝える活動(学習会、講演会、地域一体型、パネル展)
4. 多様主体との連携(大学、市民・OBなど)



取り組み事例を共有
各道路メンテナンス会議構成メンバーによる積極的な取り組みの展開を期待

1

各地でインフラメンテナンスを進める取り組み(関東甲信地方)

資料 5-1

※平成28年度第1回道路メンテナンス会議資料までを整理

○平成26年度から道路施設の老朽化対策が本格実施されたことを受け、国・地方公共団体が実施している取り組みの好事例を紹介する。

取り組み一覧(予定を含む)

項目	取り組み内容	実施主体	備考
1. 技術力向上、点検促進の取り組み (研修・講習会)	○道路構造物管理実務者研修 ○メンテナンス会議が主催する技術講習会 ○支承認習会 ○トンネル点検講習会	関東地方整備局 1都8県 埼玉県 茨城県	P.3参照
2. コスト縮減、創意工夫 (直営点検、技術開発など)	○直営点検	(p.4に記載)	P.4、5参照
	○橋梁合同点検	千葉県：8市町村	p.6参照
3. メンテナンスの必要性を伝える活動 (学習会、講演会、地域一体型、パネル展)	○橋梁点検学習会	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、長野県	p.7、8参照
	○地域一体型	東京都	p.9参照
	○パネル展	1都8県	p.10参照
4. 多様主体との連携(市民)	○市民との協働	千葉市	p.11参照

(参考)

1. 技術力向上、点検促進の取り組み (研修・講習会)	○地元技術者の技術力向上	福井県	P.12参照
4. 多様主体との連携 (大学、市民・OBなど)	○大学との連携	新潟県、福井県、岐阜県、 山口県、愛媛県、長崎県	p.13参照
	○市民、OBとの協働	福島県、岐阜県、長崎県、 静岡県、兵庫県	p.14、15参照

2

1. 技術力向上、点検促進の取り組み(研修・講習会)

資料5-1

- 各道路メンテナンス会議(1都8県)では、技術講習会を開催し技術力の向上を図っている。
- 橋梁だけでなく、ニーズに合わせた構造物及び構造の講習会も実施。
- 埼玉では支承講習会、茨城ではトンネル点検講習会を開催。

技術講習会(1都8県)

○自治体職員の道路橋点検技術力向上を目的に「座学・現地点検実習」の2部構成で開催。
 ○第1部の座学では、国の職員が講師となり点検に必要な基礎知識(法制度、橋梁構造の基本、損傷の種類等)を学び、第2部の現地点検実習では、橋梁の損傷状況について、高所作業車を利用した近接目視点検やコンクリートの浮きを調べる打音検査、電磁波レーダーを用いた鉄筋探索等を経験。



<実施状況(座学)>



<打音検査>



<近接目視点検>

支承講習会 (埼玉県道路メンテナンス会議)

埼玉県道路メンテナンス会議
 大宮国道事務所 管理第二課
 TEL:048-869-1200(代)
 埼玉県土木整備部道路政策課 TEL:048-830-5015

市町村職員を対象とした技術講習会

○道路橋の支保について、一般社団法人日本支保協会の方を講師に招き、支保の基礎知識や模型による支保構造の説明、支保の維持管理等について講義



トンネル点検講習会 (茨城県道路メンテナンス会議)

茨城県道路メンテナンス会議
 常陸河川国道事務所 道路管理第二課
 TEL:029-240-4061(代)
 茨城県土木部道路維持課 TEL:029-301-4459

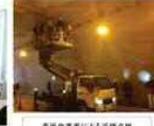
トンネル点検講習会

- 目的: 地方公共団体の職員の技術力育成のため、点検要領に基づく点検に必要な知識・技術等を習得するための研修。
- 内容: 第1部 講義「運送トンネルの現状と課題」「トンネルの点検・診断・措置」
 第2部 「実際のトンネルにおける点検実習」「高所作業車を用いた近接点検実習」
- 開催日: 平成28年2月26日(金)
- 参加者: 茨城県土木事務所・7市町村 計=21名

外部講師: 土木研究所 道路技術研究グループ トンネルチーム 上席研究員、主任研究員



講義状況



高所作業車による近接点検



点検実習(打音点検・クラック探査)

点検状況

2. コスト縮減、創意工夫(直営点検)

資料5-1

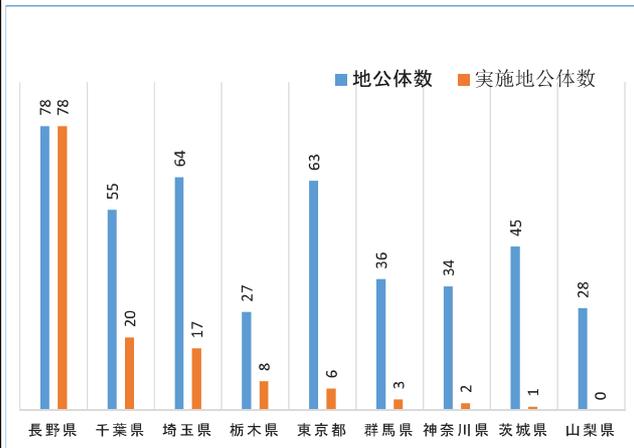
○「直営点検」を関東管内1県、134市町村で実施している(平成27年度末まで)。

直営点検の取り組み実績

都県名	地方公共団体名
長野県	長野県 長野県全市町村(19市23町35村)
千葉県	野田市、鎌ヶ谷市、佐倉市、印西市、白井市、酒々井市、栄町、富里市、銚子市、東金市、山武市、大網白里市、一宮町、長南町、いすみ市、南房総市、鏡南町、君津市、富津市、市原市(16市4町)
埼玉県	川越市、熊谷市、川口市、東松山市、上尾市、越谷市、朝霞市、桶川市、八潮市、坂戸市、小川町、吉見町、ときがわ町、皆野町、東秩父村、美里町、松伏町(10市6町1村)
栃木県	宇都宮市、栃木市、鹿沼市、下野市、上三川町、芳賀町、日光市、益子町(5市3町) (塩谷町:H28より実施予定、市貝町:H29より実施予定)
東京都	豊島区、板橋区、八王子市、小平市、あきる野市、八丈町(3市2区1町)
群馬県	桐生市、沼田市、板倉町(2市1町)
神奈川県	小田原市、愛川町(1市1町)
茨城県	那珂市(1市) (守谷市:H29より実施予定)
山梨県	なし

※一部橋梁で実施している地公体を含む。

平成27年度までの直営点検の取り組み状況

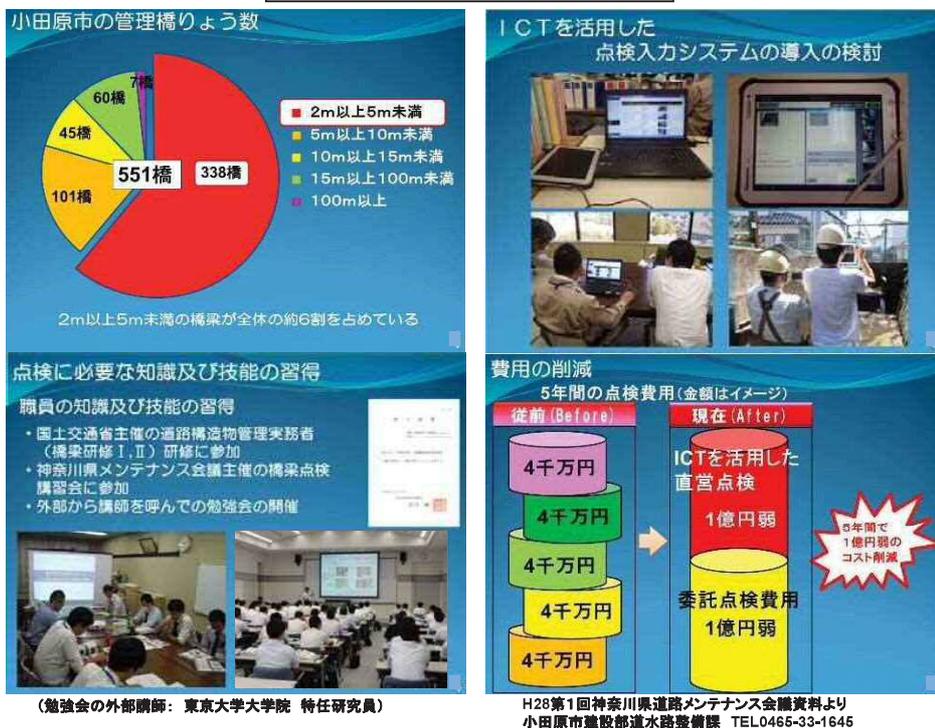


2. コスト削減、創意工夫(直営点検)

資料 5-1

○小田原市で実施している直営点検の事例。

直営点検の取り組み事例(小田原市)



5

2. コスト削減、創意工夫(直営点検、橋梁合同点検)

資料 5-1

○千葉県で実施している橋梁合同点検の事例。

直轄職員と地公体職員による橋梁合同点検の実施(千葉県)

◎橋梁合同点検の実施

市町村の道路管理実務者の技術力向上を目的として、平成28年度以降に橋梁点検を実施予定の8市町村において橋梁点検実習を実施

【日時】平成28年2月3日(水)~5日(金)

【点検橋梁数】8橋 (橋長15m未満の小規模な橋梁)

【対象市町村】8市町村 (野田市、鎌ヶ谷市、栄町、富里市、山武市、大網白里市、長生村、御宿町)

【参加人数】 2月3日(水)...千葉県道2名、県2名、野田市、鎌ヶ谷市
2月4日(木)...千葉県道2名、県3名、栄町、富里市、山武市
2月5日(金)...千葉県道2名、県3名、大網白里市、長生村、御宿町

【研修講師】千葉県道事務所:副所長、道路構造保全官(2名)、千葉県 :道路整備課

【実習概要】近接目視による橋梁点検を実施し、健全性の診断を行った



近接目視による点検状況

H28第1回千葉県道路メンテナンス会議資料より
千葉県道事務所 管理第二課 TEL 043-287-0315

6

3. メンテナンスの必要性を伝える活動(橋梁点検学習会)

資料 5-1

○橋梁等の維持修繕の大切さを現地点検学習会などを開催し理解・協働を図る。

夏休みをねらい、親子学習会を実施。県内外から多数の応募。

親子橋梁点検学習会を開催
<橋の健康診断を体験して頂きました>

平成28年8月21日(日)、国道16号西大宮バイパス指原高架橋において、『親子橋梁点検学習会』を午前・午後の2回開催し、県内外からあわせて20組40名の親子に参加して頂き、『橋の健康診断』を体験して頂きました。

健康診断に先立ち、パネルを用いて、橋梁の老朽化の現状と老朽化対策の取り組み、橋梁の損傷原因等について説明を行い、ご理解を頂きました。

その後、橋脚をハンマーで叩いて音の違いを確認したり、高所作業車で橋の裏側に近づきひび割れがないか、塗装が剥がれていないかを確認したり、ボールカメラで橋の裏側の狭い箇所をモニターで確認等をし、橋の診察結果をとりまとめました。



パネルを使って、橋梁の損傷原因を説明
 ハンマーで音を叩いて音の違いを確認
 高所作業車に乗って、橋の裏側に点検
 ひび割れや、塗装の剥がれを確認

■小中学生の主な感想

○橋に健康診断、修理が必要だということを初めて知りました。
 ○普段は通るだけでも、実はひび割れたり、欠けたりしてしまい、放っておくと大変な事になってしまうので、そうならないように点検が必要だと思いました。

■保護者様の主な感想

○人の手・目による地道な確認作業が基本となつて、様々な機械が使われていることがよく分かりました。安全は最終的に人そのものが対応しないといけない大きな事故に繋がる危険性も分かりました。線の下の方持ちはいたるところにいて、そのおかげで安心して生活できるんですね。
 ○子供より自分が楽しんで参加させて頂きました。メンテナンスがあるから日常の安全が保持出来るということを知り、大人も改めて認識する必要があると強く感じました。
 ○小学生に分かりやすく、いろいろな質問に丁寧に答えて頂き、子供の良い勉強になりました。

橋の健康を診断
 西区親子ら20人が点検体験

野口建設は、1日、指原高架橋の健康診断を行いました。親子20組40名が参加し、橋梁の老朽化やひび割れ、塗装の剥がれなどを確認しました。また、高所作業車やボールカメラなど、点検に使用する機械の仕組みも学びました。

野口建設は、1日、指原高架橋の健康診断を行いました。親子20組40名が参加し、橋梁の老朽化やひび割れ、塗装の剥がれなどを確認しました。また、高所作業車やボールカメラなど、点検に使用する機械の仕組みも学びました。

埼玉新聞 H28.8.24

埼玉県道路メンテナンス会議
 大宮国道事務所 管理第二課 TEL048-669-1200(代)

3. メンテナンスの必要性を伝える活動(橋梁点検学習会)

資料 5-1

○土木を専攻している大学生を対象とした橋梁点検学習会を開催。
 ○将来の土木技術者に高度な実務を体験してもらうことにより、メンテナンスの重要性を理解してもらう。

～大学生を対象とした橋梁点検学習会の開催～

土木を専攻している学生を対象に、道路インフラの老朽化の現状や対策の必要性、維持・管理の大切さに気づいてもらうため、橋梁点検講習や実際の橋梁で点検作業が体験できる橋梁点検学習会を開催

- 日時:平成28年9月20日(火) 13時40分～16時30分
- 対象:前橋工科大学の学生(約20名)
- 内容:
 - (1)点検実習
 (株)ネクスコ東日本エンジニアリング(高崎市矢中町21-2)点検に必要な知識を習得するための講習及び実習
 - (2)現場実習
 (上佐野高架橋(国道17号(高崎市上佐野町))
 直接現場で点検作業を体験する現場点検学習

○橋梁点検学習会後のアンケート結果

- ・授業やインターシップで学んだ内容を実際に目にして理解を深める事が出来た。
 - ・打音検査や磁気探傷試験等の実際の点検が印象に残った。
 - ・定期点検がいかに大事かということ改めて思い知った。
 - ・ドローンなどの無人機やタブレット端末を有効利用出来ないか。
 - ・老朽化を予測して、早めの措置を実施するのが良いと思う。
 - ・点検・措置の技術、知識を学んでいきたいと思った。
- 等の意見がみられた。

群馬県道路メンテナンス会議
 茨城県道路メンテナンス会議
 栃木県道路メンテナンス会議
 千葉県道路メンテナンス会議

県メンテ協
大学生25人が体験
橋梁の点検学習を開催

群馬県道路メンテナンス会議(県メンテ協)は、9月20日、上佐野高架橋(国道17号)において、前橋工科大学の学生25名を対象とした「橋梁の点検学習」を開催しました。当日は、(株)ネクスコ東日本エンジニアリング(高崎市)で、橋梁点検の基礎知識を学ぶ講習会を行いました。その後、上佐野高架橋の現場で、打音検査や磁気探傷試験などの点検作業を体験しました。

群馬建設新聞 H28.9.24

群馬県の他に、茨城県、栃木県、長野県、千葉県(高専)で実績あり

3. メンテナンスの必要性を伝える活動(地域一体型)

資料5-1

○地域から親しまれている橋梁等を用いて、地域一体となった取り組みを開催し、**長く大事に使うことの大切さ**を伝える。

国道1号 日本橋(東京都)の事例

第三章 日本橋を愛する様々な取り組み
名橋「日本橋」を洗う会
現代版「洗橋」活動

日本橋愛する様々な取り組み
日本橋を愛する様々な取り組み

国道4号 千住大橋(東京都)の事例

13 地域の宝 千住大橋の米寿(88歳)を祝う
18日(土) 10時～12時 千住大橋
地域の宝を祝う。橋の長寿を祝う。市民が活躍する。洗橋活動。

イベントの様子
国の関係者や地元住民など約300人が集まり、長寿を祝う式典を開催
維持管理の取組の説明に対し、参加者からは「出稼の重要性もよく分かった」という声

適切なメンテナンスの継続
補修工事や定期点検が重ねられ、地元住民も橋の清掃など美化活動に参加している

東京国道事務所 管理第一課 TEL:03-3612-9090(代)

9

3. メンテナンスの必要性を伝える活動(パネル展)

資料5-1

- パネル展示は、多様・多数の国民向けの効果的な広報
- 多様な公共施設へ展開を拡大し、老朽化対策についての理解を促進
- 今後は**地域や身近なインフラ**に関する情報を地域に伝えること重要



10

4. 多様主体との連携

資料 5-1

○国民と協働する仕組みを構築することで、道路施設の状況を把握し重大被害を未然に防ぎ、**予防保全を推進**している。

11 市民と一緒に考え、取り組む街
スマートデバイスを活用し市民がインフラの良否を写真・写真に対応

- 市民がスマートフォン等を通じて、地域の課題に関する写真や位置情報付の状況をレポートすることで、市民と行政、市民と市民の間で課題を共有し、合理的、効率的に解決
- ちばレポを使うことで、街を見る意識が変化
- “市民のちから”で、街がよくなる

サービスイメージ **アプリのイメージ**

市民がスマートフォン等を通じて、地域の課題に関する状況をレポートすることで、市民と行政、市民と市民の間で課題を共有し、合理的、効率的に解決できる。

ちば市民協働レポート(ちばレポ)運用事務局
千葉市市民局市民自治推進部広報広聴課内 TEL043-245-5294



写真2 ●道路の不具合などの課題を写真で撮影し、報告できる
写真3 ●市役所側の対応状況を市民レポーター本人に通知。Webサイトでも公開する



写真4 ●課題の発生状況は地図上にマッピングされる

1. 技術力向上、点検促進の取り組み(研修・講習会)

参考

資料 5-1

○橋梁点検だけでなく、ニーズに合わせた**構造物の補修**に関する講習会も実施。

道路メンテナンス研修(福井県道路メンテナンス会議)

- 道路インフラの長寿命化を進めていく上で重要な点検技術の向上や補修技術の継承に向けた取組
- 道路施設の点検や補修に特化した研修を実施
- 外部講師(学識経験者や専門協会)を招いて専門的な研修を実施
- 市町が必要とする研修を実施

平成28年度福井県道路メンテナンス研修計画

実施	第1回 平成28年4月26日・27日	第2回 平成28年7月20日・21日	第3回 平成28年8月24日	第4回 平成28年9月予定	第5回 平成28年10月予定
内容	・福井県橋梁点検マニュアル ・H27定期点検結果報告会	・型枠研修会 (県・市町管理課の実績で点検研修)	・鋼橋の点検と補修 に関する研修	・トンネル補修工 事に関する研修	・北陸自動車道の大規模更新事業に関する研修
講師	・道路保全課 ・建設技術公社	・国土交通省 ・福井県道路保全課 ・福井県建設技術公社	・(一社)日本橋梁建設協会	・学識経験者 ・国土交通省	・NEXCO中日本金沢支社
備考	・福井市で開催(59名参加) ・敦賀市で開催(30名参加)	・越前町、小浜市で開催	・坂井市で開催	・国道8号のトンネル補修工事現場で開催予定	・北陸道の日野川橋で実施される老朽化したコンクリート床版の取替え工事



福井県道路メンテナンス会議
福井河川国道事務所道路管理課 TEL:0776-35-2661
福井県土木部道路保全課 TEL:0776-20-0476

4. 多様主体との連携①

参考

資料 5-1

○大学と連携し、座学・演習・現場実習の集中的な履修により「インフラメンテナンス技術者」を養成

大学の連携によりメンテナンス技術者養成

インフラを支える活動

インフラメンテナンスの技術者養成講座

山口大学
社会基盤メンテナンスエキスパート(ME山口)事務局
社会建設工学科 TEL 0836-85-9300
<http://me.civil.yamaguchi-u.ac.jp/index.html>

舞鶴高等専門学校
社会基盤メンテナンス教育センター(Mec)
TEL 0773-62-8877
<http://www.maizuru-ot.ac.jp/>

長岡技術科学大学
長岡技術科学大学
インフラ再生技術者育成新潟地域協議会
TEL 0258-47-1611
<http://ods.nagaokaut.ac.jp/me/index.html>

愛媛大学
社会連携支援部社会連携課
社会連携拠点チーム
TEL 089-927-0974
<http://cdmir.jp/lectureship/>

長崎大学インフラ長寿命化センター
道守養成ユニット
TEL 095-819-2880
<https://michimori.net/lesson.html>

長崎大学
長崎大学工学部附属
インフラマネジメント技術研究センター

仕組み概要

養成講座
座学 演習
フィールド実習
認定試験

※大学により、1週間～4週間の短期集中講座

カリキュラム (岐阜大学の例)

- 16コマ=1科目目、以下の5科目目から構成
 - 橋梁の設計・トンネル
 - 橋梁の維持管理
 - 地盤と道路
 - 土木構造物と舗装・水道・河川構造物
 - インフラマネジメント
- 1日4コマで20日間
- 座学、演習、フィールド実習などがバランス良く配置され、受講者の技術力と土木技術者の意識を向上させるカリキュラム
- 履修証明プログラムとして、修了者に対し法に基づく履修証明書を交付

社会資本の老朽化対策情報ポータルサイト
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/other/goodpractice.html>

13

4. 多様主体との連携②

参考

資料 5-1

○国民と協働する仕組みを構築することで、道路施設の状況を把握し重大被害を未然に防ぎ、予防保全を推進している。

■橋梁点検サポーター事業

膨大な数になっていく老朽橋梁の維持管理を、住民の方にもサポートしていただく
福島県では、近隣の住民の方が、定期的に橋梁の状況把握を行い、目視点検により変状を早期に発見し、報告してもらった橋梁点検サポーター制度を導入しました。

報告書様式

□目的
定期点検の間の期間(4年間)を補完し、橋梁の不具合箇所を早期に発見・修繕することで、LCCの観点からの長寿命化を実現する。
また、住民の意識啓発にもつなげる。

□成果
右図の様式を提出してもらった。
(成果例)漏水の跡まわりに気づいたことで、変状の原因を早期に取り除くことができ、維持管理費を最小限に抑えられた。

□概要
H27登録人数・・・県内で6人
資格 技術士(建設)、技術士補(建設)、1級・2級土木施工管理技士、県市町村の技術職員経験者
業務 150橋程度まで(1ヶ月標準25橋)
期間 最大6ヶ月

技術に関して知識のある市民が、定期的に橋梁を目視点検している。
排水施設の不具合等を早期に発見することで劣化原因を除去でき、予防保全及び維持管理費を抑えることにつながっている

H28第1回福島県メンテナンス会議資料
福島県橋梁点検サポーター事業
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41330a/kyouryoutenken.html>
福島県南建設事務所企画管理部管理課 TEL:0248-23-1526

点検時の留意点
【鋼筋の場合】

【コンクリート部の場合】

橋梁の劣化写真

コンクリート部劣化に生じたひびわれ

鋼筋劣化に生じた腐食

トラス工(鋼筋)に生じたひびわれ

鋼筋腐食に生じた劣化

14

4. 多様主体との連携③

参考

資料 5-1

○技術職OBを活用して、技術の継承とインフラ異常に関する速やかな情報収集を図る。



- 地域の道路や橋梁を地域で見守る、市民や技術職OB参加のボランティア活動
- 長崎県道路見守り「チーム岐原坂(チムギハカ)」
- 講習受講により道路の見守り活動に必要な知識を得た市民から、普段利用している身近な道路の舗装、亀裂、橋などの異常について情報提供を受ける
- 【ひょうご橋守隊】
- 管理者が計画的な補修や架替えを行うまでの間、市町管理の橋梁の損傷状況の経過観察を無償で実施

社会資本の老朽化対策情報ポータルサイト
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/other/goodpractice.html>
 長崎大学インフラ長寿命化センター 道守養成ユニット TEL:095-819-2880
<https://michimori.net/lesson.html>
 岐阜県メンテナンスサポーター 社会基盤メンテナンスサポーター
 県土整備部 道路維持課 TEL: 路政係058-272-8572、維持管理係058-272-8535、
 安全防災係058-272-8576、市町村道係058-272-8556
http://www.pref.gifu.jp/shakai-kiban/doro/doro-ij/11657/index_7741.html
 ひょうご橋守隊:(公財)兵庫県まちづくり技術センター TEL:078-367-1230(代表)
<https://www.hyogo-ctc.or.jp/index.php>



点検業務に民間OBらを雇用！～掛川市～

- 橋梁点検のために橋梁メーカーOBを点検業務員として雇用。
- 点検業務の地、研修に派遣し職員の能力向上を図る取組をスタート。

○コンクリート技士、プレストレストコンクリート技士、
 1級土木監工管理技士、橋梁点検技術研修終了証を
 取得する橋梁メーカーの技術者の活用。市役所のOB
 からも1人採用し、計2人の点検業務員を雇用

○職員の能力アップにも力を入れる。講習が実施
 する岐阜県などには研修先に職員を派遣、個々の
 レベルアップを図る。



建設新聞 H26.10.29

静岡県道路メンテナンス会議

点検業務に精通したOBを増員！～島田市～

- 土木技術に精通した市職員OBを採用。
- 点検業務としてだけでなく、更新の指導役としても期待。
- 専門知識を持った嘱託職員を増員予定。

○点検技術を集め、幅広く行けようとのOBの存在が鍵に
 なる。

○橋や道路の維持管理の大切さをもっと市民に知って
 もらう努力も必要。



静岡新聞 H27.3.19

静岡県道路メンテナンス会議

静岡県道事務所総括保全対策官 TEL:054-250-8908
 静岡県交通基盤部道路局道路整備課 TEL:054-221-3018

概 要

上田市では、一部の橋梁について職員自らが行う直営点検を導入している。
また、国が主催する橋梁に関する研修、講習会へ積極的に参加している。

対 象 橋 梁： 橋長10m以下の橋梁
H26点検職員数・橋数：延べ28名・102橋
H27点検職員数・橋数：延べ21名・129橋
研修会参加： 3名(H27)
講習会参加： 3名(H26)・4名(H27)

成 果

- 職員の技術力向上
- 点検実施率の向上
- 外部発注よりもコスト削減
- 損傷の早期発見による第三者被害防止



課 題

- 職員の人事異動による技術の伝承体制
- 点検日数を多く要する。

実施状況



概要

千曲市では、一部の橋梁について平成26・27年度に県職員の指導を受け、市職員での直営点検を実施した。

対象橋梁：橋長2m以上の市道橋
(市道橋計542橋)

点検職員数：4名

H26・27実施数：95橋(延10日間)

H28年度：長野県建設技術センターに委託。点検数116橋。
高速道路に架かる跨道橋の点検を4橋実施中(東日本高速道路(株)に委託)

H29年度～：残327橋の点検実施予定。

成果

- 職員の技術力向上
- 点検実施率の向上



NEXCOの道路橋点検士による実施現場にて市職員も同行し実施方法、分析方法等技術力向上の為研修を行った

課題

- 小規模橋梁が多数あり、限られた職員での点検のため、点検日数を多く要し、時期も限られる。
- 診断結果に不安が残るものがある。

その他

橋梁法令点検の実施の様子を庁内ネットワークにて紹介している。

山形村と塩尻市の連携

資料5-2

概要

山形村が職員自らが行う直営点検を導入するため、塩尻市の協力のもと、塩尻市職員による橋梁点検に同行し、点検の技術力向上を図った。

点検橋梁	3橋
点検職員数	2名(塩尻市)、2名(山形村) 1名(長野県)

成果

- 村・市職員の技術力向上
- 自主点検予定橋梁数の大幅な増加
0橋→35橋(山形村)
- 隣接する市村の連携強化

取り組み状況



山形村職員コメント

山形村では、全体で約60橋の点検を、経験の浅いメンバーで担当しなければならず、すべてを外注する予定でございました。

塩尻市さんの橋梁点検に同行させていただき、実際のスケールでの点検を確認し、1つ1つの段取りを踏んでいけば自分たちでもできるのではないかと感じることができました。一番不安に思っていた、細かい点検の動きや、現場での動きは実際に同行し初めて分かりました。

また、隣り合う市村で協力できる体制にある事に心強さを感じました。



塩尻市職員コメント

塩尻市では平成26年度から、跨線橋や跨道橋、点検車を必要とする橋梁を除き現在まで約130橋の橋梁定期点検を職員が自ら実施しております。

山形村では今年から自主点検を始めるとの話をお聞きしており、本市の自主点検を参考にさせていただき、現場での交流による情報交換の良い機会でもあることから、合同点検を実施しました。

当日は午後から、松本建設事務所1名、山形村2名、本市4名で、3橋の点検を実施しました。点検前に橋面清掃や草刈り、橋梁台帳の記録内容を確認し損傷原因や診るポイント、塩尻市流の経験で得た点検ノウハウを話ながら進めました。

山形村においては点検を通して、点検時の人員確保、必要知識の習得など幾つかの課題は残しつつも、何かしらヒントは得ていただけたのではないかと感じております。

今後もこのような交流を交え、相互の技術の研鑽に繋がればと思います。

筑北村での取り組み

資料5-2

概要

筑北村では、一部の橋梁について職員自らが行う直営点検を導入している。

技術職員がいない中、国土交通省の研修に積極的に参加し、自ら直営点検を実施しコスト縮減を図っている。

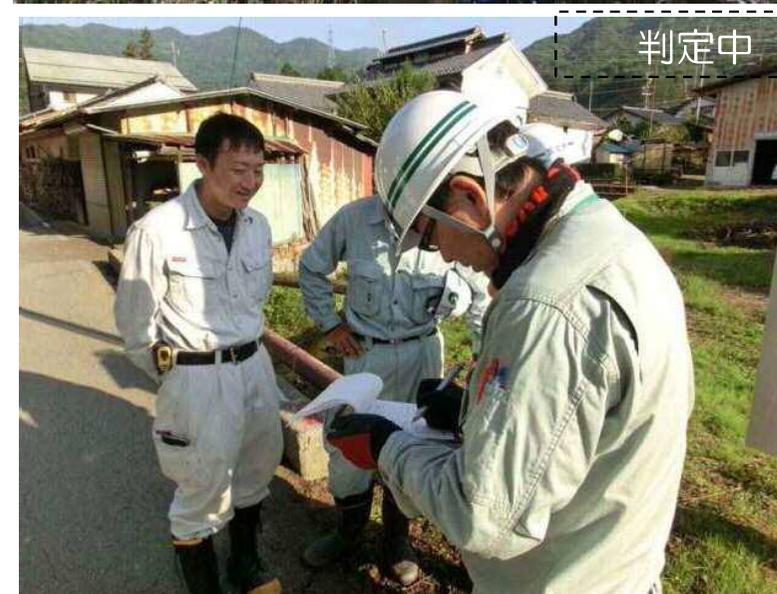
村からの要請で県の技術職員も、点検に参加し技術交流を図る。

点検橋梁 3橋
点検職員数 2名(筑北村)、2名(長野県)

研修受講実績

○関東地整主催
実践研修
道路構造物管理実務者(橋梁初級Ⅰ)

○H27 2名、H28 2名、計4名が受講



概要

関東地方整備局では、平成28年度から一部の橋梁について職員自らが行う**直営点検・診断**を**試行**している。

対象橋梁：構造形式が単純な橋梁
参加予定職員数：10名/橋
（講習会も兼ねている）
H28実施数：12橋（予定）

座学＋点検＋診断検討をセットで実施

成果

- 職員の技術力向上
- 軽微な損傷対応の迅速化
- 過年度点検の不備の発見

座学



診断検討



点検



点検



課題

- 小規模橋梁でも時間を要するため、効率化に向けた検討。
- 点検職員の確保
- 技術の伝承体制の構築
（職員の異動に伴う対応）

課題

1. 点検実施率

- H28年度末時点での点検実施率は（予定）は計画に対して、若干遅延している状況。
- 5ヶ年計画のうち、市町村の点検予定H28～29年度に多く占めるため、計画通りの執行が必要。

表-1 平成28年度時点の計画と実施予定

	計画	実施(予定)	差
橋梁	54.8%	55.6%	0.8%
トンネル	49.1%	43.4%	-5.7%
道路付属物等	51.7%	47.0%	-4.7%

※計画は、平成26年道路メンテナンス年報（H27. 11）の数値
 ※実施（予定）は、平成28年5月時点の数値

2. 点検の質

- 点検を行う、点検結果を評価する技術力を有する自治体職員が少ない。
- 診断結果（損傷の程度の評価、原因、影響の判断等）の記載が十分でない。
- 点検結果及び診断結果を踏まえた適正な補修設計及び工事計画となっていない。

3. 自治体・職員の負担

- 点検、補修設計、補修工事に要する安定的な財源が確保されていない。
- 積算などの発注手続き、関係機関協議、工事監督を行う体制が十分でない。
- 職員数が少ない、技術職員が少ないため、メンテナンスサイクル（点検、診断、措置、記録）を回せない。
- 点検、補修設計、補修工事の積算基準が十分でない。

1. メンテナンスサイクルの進捗管理

- ① 平成27年度点検結果の取りまとめ → 平成27年道路メンテナンス年報(9/12)
- ② 平成28年度以降の点検計画の確認 → 各メンテナンス会議で確認(7/14、10/31)

⇒目標： 現状及び課題を共有し、1巡目点検を平成30年度までに確実に完了

2. メンテナンスサイクルを持続的に回す取り組みの推進

- ① メンテナンス会議により、最新情報の共有、意見交換
- ② 体制支援(=一括発注など)
- ③ 技術力の向上(=点検に係る研修・講習会の実施)

3. 老朽化に関する広報の実施



道路メンテナンス会議の実施状況



長野県橋梁点検講習会



パネル展の実施状況

広報及び技術力向上の取り組み(中間報告)

【広報】

- ① 道の駅「信州平谷」で老朽化対策のパネル展示（4/26～7/30）
- ② 千曲市内（イベント）で老朽化対策のパネル展示（8/28）
- ③ 駒ヶ根市役所で老朽化対策のパネル展示（10/14～28）
- ④ 泰阜村役場で老朽化対策のパネル展示（10/28～11/30）

※ 道の駅等でのパネル展示（今後、複数箇所での実施を予定）

【技術力向上】

- ④ 橋梁点検講習会等
 - ・ H28. 11. 22（火） 10:00～12:00（座学） 13:10～16:00（実習）
座学 長野県社会福祉総合センター 実習 国道18号 長野市 長野大橋右岸
※大学生を対象とした点検学習会（長野大橋右岸）も11:00～12:00に同時開催予定
 - ・ H28. 12月に飯田市内で座学、点検実習講習会を開催予定
- ⑤ 研修「道路構造物管理実務者（橋梁初級Ⅰ）」
（関東地方整備局主催）
 - ・ 研修日程：4日間 2回実施済み（1回定員40名程度） 残りH28. 11. 15～18（中部地方整備局主催）
 - ・ 研修日程：4日間 4回実施済み（1回定員25名程度）

実践研修「道路構造物管理実務者（橋梁初級Ⅱ）」 1回実施済み（関東）（1回定員45～60名程度）
残りH28. 12. 6～9（関東） H29. 1. 23～26（中部）

実践研修「道路構造物管理実務者（トンネル）」 1回実施済み（関東）（1回定員40～45名程度）
残りH29. 1. 16～18（中部）

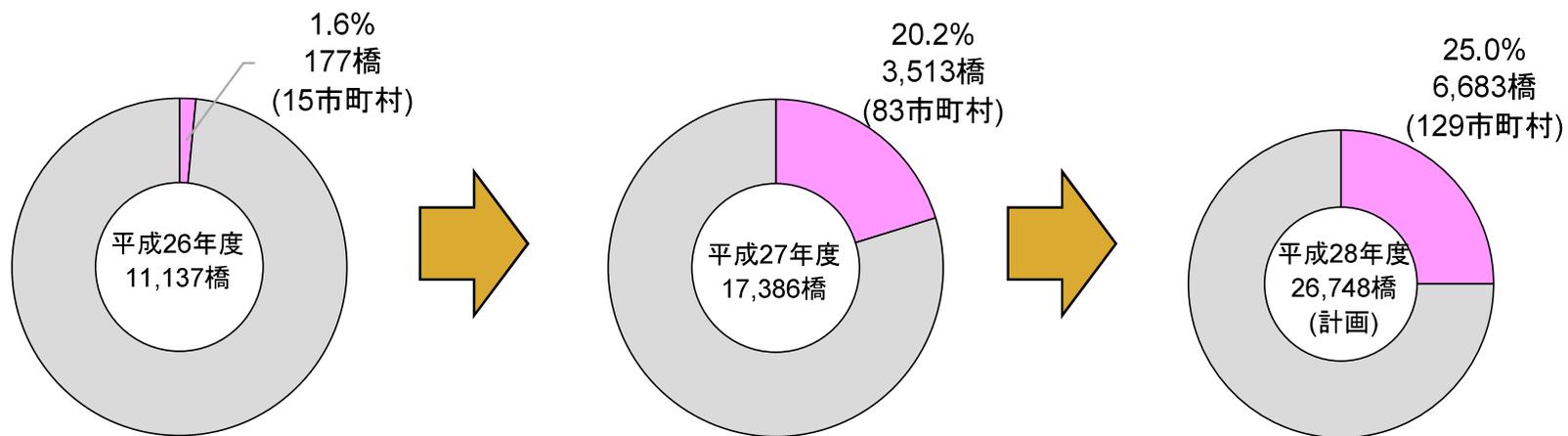
平成28年度の一括発注契約状況(長野県)

平成28年 7月 11日 公告 長野県建設技術センター
平成28年 8月 22日 契約 〃
平成28年 8月より点検開始(※対象橋梁:1547橋、対象自治体:37団体)
※一括発注4団体の計

<参考>

○地方公共団体等の一括発注の割合は着実に伸びており、平成28年度の一括発注の割合は、1都8県で全体の25%程となっている。

一括発注の割合(1都8県)



※H28第1回メンテナンス資料より

平成28年下期の老朽化対策に関するパネル展を以下のとおり開催しますのでパネル作成及び展示スペースのご協力をお願いします。

パネル作成枚数：10枚

展示パネル内容：各都県（1都8県）の取組み事例の紹介（各都県につき1枚）

パネル展示期間：2ヶ月間（12月～1月頃）を想定（リレーパネル展形式も可）

パネル展示場所：屋内（道の駅、公共施設内等）、屋外（公園、他イベントと同時開催等）のどちらでも可

パネル作成イメージ

〇〇県の老朽化対策

〇〇国道事務所管内の橋梁修繕
□□橋は、………のため、……工法により予防保全を実施し、長寿命化を図っています。

写真

写真

〇〇市の地域住民との取組み
〇〇市では、市のシンボルとなっている△△橋を……により、地域住民と協力して長く大事に使用するための取組みを実施しています。

写真

写真

展示場所イメージ

（屋内）



（屋外）



【道路の老朽化対策に関するパネル展示箇所・予定】

- ① 道の駅「信州平谷」で老朽化対策のパネル展示（4/26～7/30）
- ② 千曲市内（イベント）で老朽化対策のパネル展示（8/28）
- ③ 駒ヶ根市役所で老朽化対策のパネル展示（10/14～28）
- ④ 泰阜村役場で老朽化対策のパネル展示（10/28～11/30）

※今後の実施予定

- 松本駅自由通路（イベント）で老朽化対策のパネル展示（11/18～25）
- 道の駅「日義木曾駒高原」、飯田市役所、伊那市役所
- その他の屋内（道の駅、公共施設内等）、屋外（公園、他イベントと同時開催等）箇所